

丸亀市人権教育・啓発に関する 基本指針(第二次改訂版) (案)

丸亀市

日本国憲法

第 13 条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

はじめに

人権は、すべての人が生まれながらに持つかけがえのない権利であり、誰もが尊厳をもって安心して暮らすための基盤です。近年、世界では武力紛争や人道危機が続き、人権の保護と平和の確保に向けた取組の重要性が改めて認識されています。

国内においても、差別や偏見、貧困、孤立及びインターネット上の誹謗中傷などの人権課題は依然として存在し、情報化や国際化、少子高齢化及び価値観の多様化などを背景に、その様相はより複雑化しています。特に、生成 AI の普及に伴う偽情報の拡散などは、新たな人権侵害として深刻化しており、これらの課題に対応した法整備が進められています。

丸亀市では、2005（平成 17）年の「人権尊重都市宣言」等を礎として人権施策を推進し、2006（平成 18）年に「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定し、2017（平成 29）年に改訂を行いました。その後も 2021（令和 3）年に「丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例」の施行及び各種制度の導入を通じて、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりに取り組んでまいりました。

一方で、法制度の改定や社会環境の急速な変化により、新たな課題への対応が求められています。こうした状況を踏まえ、本市では基本指針を全面的に見直し、現代の人権課題に的確に対応するため、本指針を改訂しました。本指針は、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら安心して暮らせる社会の実現を目指す基本的な理念と方向性を示すものです。

21 世紀を真に「人権の世紀」とするためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠です。本指針を基盤として、行政、市民、事業者、地域団体などが連携し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

2027（令和 9）年 3 月

丸亀市長 松 永 恭 二

目 次

第1章 基本指針の改訂について

1 基本指針策定の背景	1
2 基本指針の改訂にあたって	1
3 基本指針の位置づけ	3
4 基本指針の基本的理念	5
5 基本指針の見直し	5

第2章 人権をめぐる動き

1 国際社会における取組	6
2 国・県における取組	7
3 本市における取組	10

第3章 人権教育・啓発の推進方向

1 人権教育の推進	12
2 人権啓発の推進	16
3 人権擁護	19
4 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	19

第4章 分野別人権施策の推進

1 同和問題	22
2 こども	24
3 高齢者	27
4 障がい者	29
5 女性	31
6 外国人	33
7 感染症の患者等	34
8 ハンセン病患者・元患者及びその家族	36
9 インターネットによる人権侵害	37
10 性的少数者	39
11 災害に伴う人権問題	40
12 その他	42

第5章 基本指針の推進

1 庁内の推進体制の充実	44
2 国や県等との連携・協力	44
3 市民、企業、市民団体等との連携	44

第1章 基本指針の改訂について

1 基本指針策定の背景

人類は、二度の世界大戦をはじめとする幾多の戦禍を経験し、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。この反省のもと、1948（昭和23）年に国際連合で「世界人権宣言」が採択され、人権の尊重こそが平和の基礎であるとする共通認識が国際社会に広がりました。しかし、今日においても世界各地で武力紛争や人道危機が続いており、この普遍的原則の重要性は一層その意義を増しています。

我が国では、日本国憲法において基本的人権の尊重を基本原理の一つに掲げるとともに、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行するなど、人権教育・啓発を総合的に推進するための法的基盤を整えてきました。

本市においては、2005（平成17）年3月22日の旧丸亀市、綾歌町及び飯山町の合併を機に「丸亀市人権擁護条例」を制定し、同年9月議会においては「人権尊重都市宣言」及び「丸亀市非核平和都市宣言」を採択するなど、人権及び平和を市政の根幹に位置付けてまいりました。

こうした動きを踏まえ、同和問題をはじめとする個別の人権課題に積極的に取り組み、あらゆる場を通じて人権教育及び啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2006（平成18）年1月に「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定しました。

2 基本指針の改訂にあたって

本市では、基本指針の策定以来、多様な人々が直面する人権課題の解決に向けて人権教育・啓発を推進し、共生社会の実現をめざしてきました。しかし、依然として多くの課題が残されています。

現在においてもなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病患者及び元患者並びにその家族、HIV感染者に対する差別や偏見が依然として存在しています。さらに、インターネットやSNSの普及により、匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的言動が深刻な人権侵害を引き起こしています。加えて、生成AIの急速な普及によるディープフェイク（※1）や偽情報の拡散も、個人の名誉や尊厳を脅かす新たな脅威となっています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとするヘイトスピーチ（※2）やヘイトクライム（※3）、災害時における偏見や差別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認

※1 AIを使って人工的に作られた、本物と見分けがつかない偽の動画や音声のこと。

※2 特定の個人又は集団に対して、出身や国籍等を理由として、差別的・排他的な言動を行い、憎悪や偏見を助長する行為をいう。

※3 特定の個人又は集団に対して、人種、国籍、民族、信条、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、出身などを理由として、憎悪や偏見に基づき行われる暴力行為や犯罪行為をいう。

(※4)) に関する偏見等も引き続き存在しており、近年では新型コロナウイルス感染症患者等への差別や偏見等の新たな人権課題も顕在化しています。

こうした課題の背景には、情報化及び国際化の進展、少子高齢化の進行、並びに価値観の多様化といった社会の急激な変化があり、人権をめぐる問題はより複雑かつ多面的なものとなっています。人権教育・啓発は、もはや「必要な取組」にとどまらず、持続可能な社会を支える不可欠な基盤といえます。

本市が2024（令和6）年に実施した「丸亀市人権・同和問題意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」では、人権が「守られている」と感じる市民の割合が前回調査（2019（令和元）年）より向上した一方、インターネット上の人権侵害を心配する声が53.0%と最も高く、女性の人権侵害経験が男性を約8ポイント上回るなど、課題の根深さも浮き彫りとなりました。また、同調査の結果からは、法令及び条例に関する情報提供の強化や研修の継続的な受講が啓発効果を高めることが示されています。

一方、国においても、以下の通り、人権に関する法整備が着実に進められてきました。

【主な法律の制定・施行一覧】（※一部は通称・略称で記載。）

（施行年）	（法律名）
1999（平成11）年	男女共同参画社会基本法
1999（平成11）年	児童買春・児童ポルノ禁止法
2000（平成12）年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2000（平成12）年	児童虐待防止法
2000（平成12）年	ストーカー規制法
2001（平成13）年	DV防止法
2005（平成17）年	犯罪被害者等基本法
2005（平成17）年	発達障害者支援法
2006（平成18）年	高齢者虐待防止法
2012（平成24）年	障害者虐待防止法
2013（平成25）年	いじめ防止対策推進法
2014（平成26）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
2016（平成28）年	障害者差別解消法
2016（平成28）年	女性活躍推進法
2016（平成28）年	ヘイトスピーチ解消法
2016（平成28）年	部落差別解消推進法
2019（令和元）年	アイヌ施策推進法
2023（令和5）年	こども基本法
2023（令和5）年	LGBT理解増進法
2024（令和6）年	障害者差別解消法改正（合理的配慮（※5）の義務化）
2025（令和7）年	情報流通プラットフォーム対処法

※4 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを持っているかということ。

※5 民間事業者にも義務化された重要な概念。「過重な負担とならない範囲での配慮」をいう。

さらに、国は2025（令和7）年6月、23年ぶりに「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を閣議決定し、ビジネスと人権やデジタル社会における人権保護など、現代的な課題への対応を打ち出しています。

本市は、こうした国の動向や社会の変化、そして意識調査から得られた知見を踏まえ、本市が大切にしてきた多様性を認め合う社会づくりの理念のもと、これまでの基本指針を基盤としながら、新たな人権課題にしっかりと向き合い、人権施策のさらなる前進をめざします。

今回の改訂にあたっては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国が新たに示した同基本計画並びに香川県が2021（令和3）年10月に改訂した「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」との整合性を確保しつつ、丸亀市人権政策推進審議会での審議を重ねるとともに、市民や関係団体等から寄せられた多くの声を反映し、より実効性のある指針へと改訂しました。

3 基本指針の位置づけ

- （１） この基本指針は、「すべての人の人権が守られる社会」を実現するための人権施策の方向性を示したものです。日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重を基盤とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000（平成12）年）に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（2025（令和7）年閣議決定）及び「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」（2021（令和3）年改訂）との整合性を図るとともに、国連の「人権教育のための世界プログラム」の趣旨を踏まえ改訂するものです。

本市はこの指針を通じて、一人ひとりの人権が日常の中で確かに守られ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざし、今後取り組むべき人権教育・啓発の具体的な方向性を示します。

- （２） この基本指針は、「第三次丸亀市総合計画」（2026（令和8）年度～2033（令和15）年度）における人権教育・啓発の分野別指針として位置づけるものです。また、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、本指針は特に以下の10のゴールについて理念と方向性を同じくするものです。

【国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」】

（SDGs ゴール）

目標 1 貧困をなくそう

目標 3 すべての人に健康と福祉を

目標 4 質の高い教育をみんなに

目標 5 ジェンダー平等を実現しよう

目標 8 働きがいも経済成長も

目標 10 人や国の不平等をなくそう

目標 11 住み続けられるまちづくりを

目標 13 気候変動に具体的な対策を

（本指針との関連）

生活困窮者の人権保障

HIV 感染者及びハンセン病患者等への偏見解消、心身の健康に関する権利

人権教育の推進、教育機会の平等

女性の人権、DV 及びセクシュアル・ハラスメント防止、男女共同参画

労働者の権利保護、公正な雇用

同和問題、外国人差別、あらゆる差別の解消

包摂的で安全な地域社会の実現

災害時における人権配慮

目標 16 平和と公正をすべての人に
目標 17 パートナースhipで目標を
達成しよう

暴力の根絶、司法へのアクセス、法の支配
行政、市民、事業者及び地域団体の協働



貧困をなくそう



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



ジェンダー平等を実現しよう



働きがいも経済成長も



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



気候変動に具体的な対策を



平和と公正をすべての人に



パートナーシップで目標を達成しよう

(3) 人権教育・啓発は、単に知識を習得するにとどまらず、他者を尊重し、共に生きる姿勢を身につけることを目的としています。差別や偏見に立ち向かう意志と、対話を通じて共感を広げる力を養い、人権感覚を日常の行動に根づかせることをめざします。

- (4) 人権は、市民一人ひとりの暮らしの根幹にあるべきものであり、その尊重なくして、安心して生きられる社会は成り立ちません。人権が尊重される社会を築くためには、行政や教育機関だけでなく、市民一人ひとりが主体的に人権について学び、考え、行動することが不可欠です。日常のあらゆる場面で人権を意識し、互いの違いを認め合い、尊重し合う姿勢を育むことが、差別や偏見のない社会をつくる第一歩となります。
- (5) 市内の社会教育関係団体、企業、地域組織など、あらゆる民間団体がこの基本指針の趣旨を共有し、人権教育・啓発の担い手として積極的に行動することが強く求められます。
- (6) この基本指針は、市政の根幹に据えるべき価値観と行動を示した指針です。福祉、教育、まちづくり、産業等すべての分野において、人権の視点を取り入れ、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて市全体で取り組みます。

4 基本指針の基本的理念

この基本指針は、「差別のない、公正で多様性が尊重される社会」の実現をめざすための根幹となる理念を示すものです。

すべての人は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等です。しかし、現実には、差別や偏見、社会的な障壁によって、その権利が十分に保障されていない人々が存在しています。こうした状況を解消し、すべての人の人権が日常の中で確かに守られる社会を実現することが、本指針の基本的理念です。

この理念の実現に向けて、本指針では香川県の基本計画が掲げる「人権共存」の考え方を基盤に据えます。「人権共存」とは、一人ひとりの人権が互いに尊重され、共存し得る社会のあり方を示す理念です。

市民一人ひとりが、学校や職場だけでなく、家庭や地域など日常のあらゆる場面における人権教育・啓発を通じて、この「人権共存」の考え方を正しく理解し、自らの行動として実現できるようになることをめざします。

そして、すべての人が互いの人権と尊厳を大切にし、一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らすことのできる社会の実現を、本市の人権教育・啓発の基本理念とします。

5 基本指針の見直し

人権を守るまちづくりは、現状を正しく知ることから始まります。

本市では、定期的実施する「市民意識調査」をはじめとする各種調査を通じて、人権教育・啓発の現状や市民の意識を把握するとともに、国及び県の動向を踏まえ、人権をめぐる課題の的確な把握に努めています。

社会環境が急速に変化する中で、人権課題も常に変化し続けています。本市はこの基本指針を固定的なものとしせず、社会情勢の変化や調査結果等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行い、実効性のある指針として適切に更新していきます。

第2章 人権をめぐる動き

1 国際社会における取組

国際連合は、第二次世界大戦の惨禍を受けて、恒久的な世界平和の実現を目的として1945（昭和20）年10月に設立されました。1948（昭和23）年12月には「世界人権宣言」が採択され、その第1条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」との基本的理念が全世界に向けて示されました。この宣言は、国際社会における人権保障の基盤であり、各国の人権に関する法制度の形成に大きな影響を与えています。

国際連合では、世界人権宣言の理念を実効性のあるものとするため、これまでに多数の人権関連条約及び宣言が採択されてきました。主なものとして、「国際人権規約」（1966（昭和41）年）、「人種差別撤廃条約」（1965（昭和40）年）、「女子差別撤廃条約」（1979（昭和54）年）、「児童の権利に関する条約」（1989（平成元）年）、「障害者権利条約」（2006（平成18）年）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2007（平成19）年）などがあります。また、「国際婦人年」（1975（昭和50）年）、「国際児童年」（1979（昭和54）年）、「国際障害者年」（1981（昭和56）年）などの国際年を定め、特定の人権問題に対する意識の向上と国際的な協力を促進してきました。

人権教育の分野では、1974（昭和49）年の第18回ユネスコ総会において、「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」が採択されました。この勧告は、2023（令和5）年11月の第42回ユネスコ総会において約50年ぶりに全面改訂され、人権教育の重要性が改めて強調されました。これを受け、1994（平成6）年12月の国際連合総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、各国に人権教育の積極的な推進を求める行動計画が示されました。

「人権教育のための国連10年」の成果を引き継ぎ、2005（平成17）年からは「人権教育のための世界計画」が以下の通り開始されました。

【人権教育のための世界計画の概要】

（段階）	（期間）	（重点分野）
第1段階	2005～2009（平成17～21）年	初等中等教育における人権教育
第2段階	2010～2014（平成22～26）年	高等教育、公務員及び法執行者等への人権研修
第3段階	2015～2019（平成27～令和元）年	これまでの取組の強化、メディア専門家及び報道関係者への人権研修
第4段階	2020～2024（令和2～6）年	若者を中心とした人権教育の推進
第5段階	2025～2029（令和7～11）年	こども及び若者に焦点を当て、デジタルテクノロジーと人権、環境及び気候変動、ジェンダー平等を重点テーマとして推進

2015（平成 27）年の国際連合総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。「誰一人取り残さない」を基本理念とするこの目標の根幹には人権の尊重が据えられており、各国においてもその理念に基づいた政策の推進が求められています。

また、企業活動が人権に与える影響への国際的な関心の高まりを背景に、2011（平成 23）年には国連人権理事会において「ビジネスと人権（※6）に関する指導原則」が全会一致で支持されました。この指導原則は、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスの 3 つの柱から構成されており、企業にも人権尊重の責任が求められるようになりました。

こうした国際的な動向を踏まえ、さまざまな属性をもつ人々への理解を深め、多様性を尊重する人権教育・啓発の推進が求められています。

2 国・県における取組

【国における取組】

我が国では、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法において、基本的人権の尊重を基本原理の一つに掲げ、自由権、法の下での平等、社会権など、基本的人権の保障を明記しています。また、国際社会の一員として、「人種差別撤廃条約」（1995（平成7）年加入）、「女子差別撤廃条約」（1985（昭和60）年締結）、「児童の権利に関する条約」（1994（平成6）年批准）、「障害者権利条約」（2014（平成26）年批准）等の国際人権条約を締結又は批准し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて継続的に取り組んできました。

（1）同和問題への取組

我が国固有の人権課題である同和問題については、戦後本格的な取組が進められてきました。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。その後、1982（昭和57）年には「地域改善対策特別措置法」、1987（昭和62）年には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、生活環境の整備、就労対策、教育の充実などの施策が特別施策として実施されました。

1996（平成8）年には、地域改善対策協議会から意見具申が行われ、特別対策は一定の成果を上げたとした上で、今後の重点施策として差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進が示されました。

※6 企業活動が人権に与える影響を踏まえ、取引先や労働環境、地域社会との関わりなど、事業活動全体を通じて企業が人権を尊重することを求める考え方をいう。また、人権侵害を未然に防止するとともに、問題が生じた場合には是正に取り組む責任を企業に求めるものである。

（２）人権教育・啓発の法的基盤の整備

こうした経緯を踏まえ、1997（平成 9）年 3 月には「人権擁護施策推進法」が施行されました。この法律では、人権擁護施策の推進が国の責務であることが明記されるとともに、施策の基本的方向性を調査及び審議するための「人権擁護推進審議会」の設置が定められました。同審議会は、1999（平成 11）年 7 月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的な事項について」、2001（平成 13）年 5 月に「人権救済制度の在り方について」の各答申を行いました。

2000（平成 12）年 12 月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明確にされました。この法律に基づき、2002（平成 14）年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、2011（平成 23）年 4 月には「北朝鮮当局による拉致問題等」が新たに盛り込まれる一部変更が行われました。

（３）人権教育の指導方法等に関する取組

国の基本計画を踏まえ、学校教育における人権教育の充実を図るため、2004（平成 16）年から 2008（平成 20）年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について」（第一次から第三次までのとりまとめ）が示されました。

また、2021（令和 3）年 3 月には、第三次とりまとめ以降の社会情勢の変化を踏まえた補足資料として「人権教育を取り巻く諸情勢について～『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』策定以降の補足資料～」が公表されました。この補足資料では、学習指導要領の改訂、GIGA（ギガ）スクール構想（※7）の推進、SNS 上のいじめ及び新型コロナウイルス感染症に起因する偏見及び差別等新たな課題への対応が示されています。

（４）「人権教育のための国連 10 年」への対応

国際連合の「人権教育のための国連 10 年」（1995 から 2004 年まで）に関連して、1995（平成 7）年 12 月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1997（平成 9）年 7 月には国内行動計画が策定されました。

（５）ビジネスと人権に関する取組

近年、企業活動における人権尊重への国際的な関心の高まりを受け、2022（令和 4）年 9 月、政府は、企業活動における人権尊重の取組を促進するため、「責任あるサプライチェーン（※8）等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。本ガイドラインでは、

※7 児童生徒一人一台の端末整備と、高速・大容量の通信ネットワーク環境の整備を一体的に進め、ICT（情報通信技術）を活用した学びの充実と教育の質の向上を図る取組のこと。

※8 原材料の調達から、製品・サービスの企画、製造、流通、販売、提供に至るまでの一連の工程、およびそれに関与する取引先、協力会社、下請事業者等の関係全体をいう。

企業に対し、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス（※9）の実施及び救済措置の整備を求めています。

さらに、2020（令和2）年に策定された「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」が2025（令和7）年12月に改訂され、8つの優先分野を設定した上で、企業の人権尊重の取組をより実効性のあるものとする方向性が示されました。

企業における人権尊重の取組を促進するためには、「人権とは何か」「人権の普遍性とは何か」といった基本的な理解が深まるよう、企業活動に即した人権教育・啓発を進めていくことが求められています。

（6）複合差別への対応

国際的な人権条約の審査においては、いわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。これは、複数の属性（例えば、障がいのある女性や外国籍の高齢者等）が重なることで、より複雑かつ深刻な差別が生じる可能性があること、また救済の仕組みが個別の属性に基づいて設計されていることにより、適切な救済が十分に図られない場合があることへの懸念を示したものです。こうした視点を踏まえた施策の推進が、今後ますます重要となります。

（7）基本計画の改訂

2025（令和7）年6月、国は23年ぶりに「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を閣議決定しました。この改訂では、ヘイトスピーチ及び性的マイノリティの人々が個別の人権課題として新たに位置付けられたほか、インターネット上の人権侵害が各課題に横断する問題として整理され、ビジネスと人権に関する記述が追加されるなど、現代的な課題への対応が大幅に強化されています。

【香川県における取組】

香川県では、1972（昭和47）年に策定された「香川県長期振興計画」をはじめ、「香川県県民福祉総合計画」や「香川県21世紀長期構想」等を通じて、社会福祉の増進や生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実等、県民の暮らしを支えるさまざまな取組を進めてきました。

1996（平成8）年には結婚と就職の際の同和地区に係る身元調査を規制し、部落差別事象の発生を防止することを目的として「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」が施行されました。

1998（平成10）年3月には、知事を本部長とする「香川県人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1999（平成11）年3月には、「『人権教育のための国連10年』香川県行動計画」が策定されました。

2003（平成15）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、2013（平成25）年12月及び2021（令和3）

※9 事業活動およびサプライチェーン全体において、人権に対する負の影響を特定・評価し、その防止・軽減に取り組むとともに、対応状況を継続的に確認・改善していく一連の取組をいう。

年10月に改訂が行われました。同計画では、「人権が共存する人権尊重社会の実現」を基本理念に掲げ、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進及び人権擁護活動の充実を柱として、施策の総合的な推進を図っています。

県政の基本計画としては、2001（平成13）年度以降、「香川県新世紀基本構想」、「せとうち田園都市香川創造プラン」及び「新・せとうち田園都市創造計画」を順次策定及び実施し、2021（令和3）年10月には「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」を策定しました。さらに、2023（令和5）年10月にはこれを見直し、「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」として改訂しています。同計画では、「安全と安心を築く香川」「新しい流れをつくる香川」「誰もが輝く香川」の3つの基本方針の下、施策体系の一つとして「人権尊重社会の実現」を掲げ、人権教育・啓発に関する基本計画との整合性を保ちながら、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進及び人権擁護活動の充実を図っています。

3 本市における取組

【旧丸亀市の取組】

旧丸亀市は、世界人権宣言と日本国憲法の理念を市政に反映するため、1993（平成5）年に「人権尊重都市」を宣言しました。第二次総合計画では「心ふれあう人権尊重のまち」を施策の中心的取組の一つとして掲げ、1995（平成7）年には「人権擁護条例」を制定するなど、人権施策を積極的に推進してきました。また、1984（昭和59）年には「非核平和都市」を宣言し、恒久平和の実現に向けた取組も率先して進めてきました。

同和問題については、「丸亀市同和教育基本方針」に基づき、差別のない社会の実現に向けて市民への啓発活動を推進するとともに、教育や対話を通じて人権尊重の意識を地域に根付かせる取組を継続してきました。

1999（平成11）年には、市長を本部長とする「丸亀市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、2000（平成12）年には「人権教育のための国連10年丸亀市行動計画」を策定しました。

2001（平成13）年には、21世紀最初の10年間の市政の基本方針となる「第三次総合計画」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重されるまち」を施策の重要な柱の一つに位置付け、人権をまちづくりの根幹に据えた取組を推進してきました。

【旧綾歌町の取組】

旧綾歌町では、1995（平成7）年に「人権擁護に関する条例」を施行し、その推進に向けて「人権擁護に関する審議会」を設置するとともに、1998（平成10）年に「人権擁護総合計画」を策定しました。1999（平成11）年4月には「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、同年8月に「人権教育のための国連10年綾歌町行動計画」を策定しました。

【旧飯山町の取組】

旧飯山町では、1995（平成7）年に日本国憲法の第14条の平等原則に基づき、「部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し人権尊重のまちの実現をめざす条例」を制定しました。同年には、人権擁護や部落差別解消を柱とする「第二次飯山町総合計画」を策定しました。

また、1983（昭和58）年から全町内を巡回する「同和教育啓発自治会懇談会」を開催し、同和問題の正しい認識と部落差別の解消をめざした啓発活動を継続して推進してきました。1998（平成10）年3月には、町長を本部長とする「飯山町人権教育のための国連10年推進本部」

を設置し、1999（平成11）年8月には「人権教育のための国連10年飯山町行動計画」を策定しました。

【新市における取組】

2005（平成17）年3月22日の旧丸亀市・綾歌町・飯山町の合併に伴い、新市として「丸亀市人権擁護条例」を制定しました。同年9月議会では「人権尊重都市宣言」及び「丸亀市非核平和都市宣言」が採択され、人権と平和を市政の根幹に据える姿勢を明らかにしました。

2006（平成18）年には合併協議の中で策定した「新市建設計画」を踏まえ「丸亀市総合計画」を策定し、「互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち」を政策目標の一つとして、人権尊重社会の実現に取り組んできました。

同年1月には「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定し、2017（平成29）年に改訂を行いました。

2012（平成24）年7月には、香川県内全市町と同時に「登録型本人通知制度」を導入しました。本制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人以外の第三者に交付した事実を事前登録者に通知する仕組みであり、個人情報不正取得を防止し、差別の根源となる身元調査を抑止するための取組です。

2020（令和2）年12月には「丸亀市人権擁護条例」を全部改正し、新たに「丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例」を制定しました（2021（令和3）年1月1日施行）。本条例では、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する多様性の尊重、ヘイトスピーチの禁止等を規定し、すべての市民が互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現をめざしています。

また、2023（令和5）年1月には、「丸亀市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的少数者を含むパートナー同士が互いの関係を宣誓できる仕組みの整備を行いました。

さらに、2026（令和8）年4月には、「丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を施行しました。本条例は、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、不当な差別的言動等の防止及び被害者への相談支援体制の整備を目的とするものであり、デジタル社会における新たな人権侵害に対応する取組として位置づけられるものです。

【今後の方向性】

これまでの人権教育・啓発活動により、市民の人権意識は着実に高まり、差別や偏見に対する理解の深化や抑止など、一定の成果が認められます。しかしながら、依然として解決すべき人権課題は多岐にわたり、取組の継続及び一層の充実が求められています。

特に、インターネットやSNSに起因する人権侵害、犯罪被害者等に対する二次的被害、複数の要因が重なり合うことによる複合差別（交差性）など、現代社会特有の新たな課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、本市においては「丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」の趣旨との整合を図りつつ、本基本指針を基盤として、これまで培ってきた人権・同和教育の経験と成果を活かし、国及び県の基本計画との整合性を確保しながら、誰一人取り残されることのない視点に立った施策を推進するとともに、教育・啓発と相談・支援を効果的に連携させることにより、実効性の高い人権施策を今後も着実に進めてまいります。

第3章 人権教育・啓発の推進方向

1 人権教育の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味します（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）。これは、すべての人がその発達段階に応じて人権尊重の理念を深く理解し、これを体得することを旨として、自他の人権を擁護し、その実現を図るために必要な資質や能力を総合的に育成するものです。

学校教育においては、幼児、児童、生徒の発達段階に応じ、自他の違いを認め合い、多様性を尊重する心を育む教育を組織的かつ計画的に推進します。その基盤として、教職員自身が豊かな人権感覚と的確な指導力を備えることが不可欠であることから、各種研修の実施や学習用指導資料の配布、人権教育の実践に対する指導助言等を通じて教職員の資質向上を図ります。その上で、いじめやインターネット上の人権侵害といった現代的な課題にも適切に対応できるよう、「主体的・対話的で深い学び」を通じて、こどもたちが自ら考え、他者の立場や痛みに共感できる実践的な人権感覚を養う教育活動を展開します。

社会教育においては、生涯学習の視点に立ち、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージに応じた多様な学習機会を地域社会の中で提供します。家庭や地域において、一人ひとりが人権の意義を正しく理解し、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス（※10））に気づき、他者に対して公正で公平な姿勢を持つことができるよう、地域に根ざした教育活動を推進します。

学校教育と社会教育を両輪とする人権教育を通じて、市民一人ひとりが自らの権利を理解し適切に行使するとともに、他者の人権を尊重する大切さを学び続けることが求められます。こうした継続的な学びが、さまざまな人権課題に対する理解を深め、人権尊重の理念を日常生活の中で具体的な行動として実践していく基盤となり、「誰もが安心して暮らせる共生社会」の実現につながります。

（1）学校教育における人権教育の推進

人権教育は、特定の時間に限ることなく、学校の教育活動全体を通じて推進することが重要です。近年、学習指導要領や生徒指導提要の改訂、学校における働き方改革、GIGA（ギガ）スクール構想による1人1台端末の活用など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした教育改革の趣旨を実現し、デジタル社会における新たな人権課題（インターネット上のいじめ等）にも対応するためには、人権教育の一層の充実が不可欠です。

学校、幼稚園、保育所及び認定こども園においては、これまでの同和教育の成果を生かしながら、保育や各教科、道徳科、特別活動等の特質を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき人権教育を推進します。

※10 自分では気が付かないうちに形成されるものの見方や考え方の偏りのこと。性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関する固定観念や思い込みが、差別や公平な扱いにつながることをいう。

(ア) 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた指導の充実

幼児、児童及び生徒一人ひとりを大切にする教育を基盤とし、発達段階に応じて人権の意義や様々な課題について正しく教えます。また、単なる知識の習得にとどまることなく、日常生活に潜む不合理を敏感に感じ取る「感性」や、人権を尊重しようとする「意欲・態度」を育成するため、指導内容・方法の開発に努めます。

さらに、これらの取組を組織的に推進するため、校内推進体制を確立し、教職員の適切な役割分担のもと、学期及び年度ごとに人権教育の実施状況を点検・評価（PDCA サイクルの確立）するとともに、効果的な学習教材の積極的な活用を図ります。

(イ) 人権意識の基礎の育成に向けた指導の充実

人権教育を通じて育成すべき資質・能力は、「知識的側面（※11）」、「価値的・態度的側面（※12）」及び「技能的側面（※13）」の3つの側面から捉えられます。このうち、人権感覚の基礎となる態度や技能は、児童生徒が自ら主体的に学習に参加し、他者と協働する体験を通じて身に付くものです。

そのため、自尊感情（自己肯定感）を育むための支援の工夫を図るとともに、互いの違いを認め合い、いじめや仲間外れを許さない集団づくりを推進します。

あわせて、人権課題の当事者の声を直接聴く講演会や人権フィールドワーク、ボランティア活動等、豊かな人権感覚を養う多様な体験活動を積極的に取り入れます。

(ウ) 地域社会等との連携強化

人権教育をより効果的に進めるため、家庭に人権教育の大切さを発信し、保護者の理解と協力を得ながら、学校と家庭が両輪となる取組を進めます。さらに、社会奉仕活動や地域住民との交流を充実させることにより、地域社会との連携の強化を図ります。

また、発達段階に応じた系統のかつ一貫した指導が行えるよう、保育所・幼稚園・こども園から小学校、中学校、高等学校へとつながる各教育機関の円滑な連携（縦の連携）を重視します。

(エ) 人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導は、人権尊重を基盤とし、課題への対応にとどまることなく、すべての児童及び生徒の成長を促す「発達支持的生徒指導」や「未然防止」の視点を重視して、全職員協力のもとで推進します。

※11 「知的な理解」や、日常生活で自他の人権を尊重し、人権問題を解決するために役立つ具体的・実践的な知識をいう。

※12 知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるために不可欠な価値や態度をいう。

※13 知識を単に理解するだけでなく、日常生活や社会の中で人権感覚を発揮し、具体的な行動や態度として実践するために必要な技能をいう。

安心・安全な学校づくりの基本として、教職員は「児童の権利に関する条約」の4原則（差別の禁止、最善の利益（※14）、生命と発達の保障、意見表明の権利）や「こども基本法」の理念を深く理解し、児童生徒の人権を徹底して尊重する必要があります。これを踏まえ、校則の見直しにおいては、社会環境の変化に対応するだけでなく、その過程に児童生徒自身が主体的に参画することで、自律性や社会参画の意識（市民性）を育む機会とします。

さらに、部活動や地域クラブ活動における体罰やハラスメントは重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。指導者は児童生徒の人格を尊重し、健全な人間関係の構築と自己実現を支援する指導を徹底します。

（オ） 教職員研修の充実

すべての教職員は、自らの無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）に気づき、人権尊重の理念を深く認識する必要があります。その上で、幼児、児童及び生徒に対する実践的な指導力を高めるため、最新の人権課題に関する知識の習得、具体的な指導方法及び学級経営に関する研修の充実を継続的に図ります。

（カ） 評価の実施と改善

研修参加者からの意見集約や、授業研究を通じた幼児、児童及び生徒の意識・行動の変容の把握等、実践に対する客観的な評価を行い、次年度以降の教育活動及び施策の改善へ確実につなげていきます。

（2） 社会教育における人権教育の推進

社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」をいいます（社会教育法第2条）。

社会教育においては、生涯学習の視点を重視し、人権に関する知識の習得にとどまらず、すべての人が人権を尊重する意識や感覚を身に付けることができるよう、人権教育を推進します。

その推進に当たっては、次に示す基本的な考え方にに基づき、学習機会の充実と内容の工夫に努めます。

（ア） 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた学習の充実

人権についての理解を深め、互いの人権を大切にする意識や態度を育むために、学びの内容及び方法の一層の充実を図ります。その際、知識として学ぶだけでなく、差別を許さず人権を尊重する姿勢が日常の行動として定着するような学びを大切にします。

※14 国連で採択された「児童の権利に関する条約」第3条で定められた基本原則のひとつ。こどもに関すること（政策・決定、支援など）を行う際、「そのこどもの人生にとって何が最もよいことか」を第一に考え、最優先して考慮する考え方をいう。

具体的には、コミュニティセンター等における講演会や人権学習講座の開催、視聴覚教材を活用した研修、人権課題に関わる現地での学習会等を通じて、理解を深める機会の充実を図ります。さらに、ボランティア活動等、自ら進んで参加する体験型の学びも取り入れながら、人権教育の推進に努めます。

(イ) 人権意識形成のための家庭教育の充実

家庭は、こどもが自己肯定感（自分を大切に思う気持ち）を育み、他者を尊重する心の基盤を築く上で最も重要な場です。そのため、家庭における人権教育の一層の充実に向けた支援を推進します。

保護者が、差別や偏見を許さない姿勢をこどもに示すことは、こどもの人権意識を育む上で特に重要です。このため、PTA 等における人権学習会の開催をはじめ、家庭で活用できる学習資料の整備や家庭教育に関する情報提供の充実を図ります。

また、家庭の中において、男女共同参画の考え方の浸透を図るとともに、DV（配偶者等からの暴力）の防止に向けた啓発を推進します。さらに、保護者が子育てに関する不安や悩みを一人で抱えることのないよう、相談体制の充実に取り組みます。

(ウ) 多様な学習機会の提供

市民が主体的に学びに参加できるよう、地域の実情や身近な課題に応じたテーマを取り入れ、学習内容の工夫に努めます。

具体的には、社会奉仕活動等の体験を通じた学び、ワークショップ等の参加型学習、人権に関する行事の企画・運営に市民が関わる参加型の取組等、多様で魅力ある学習機会の提供を図ります。あわせて、オンライン学習やデジタルコンテンツの活用等、時間や場所にとらわれない学習環境の整備に取り組みます。

(エ) 国や県、他市町等との連携の強化

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、国、県、他市町及び社会教育関係団体等との連携強化を図ります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を進めるため、学校、幼稚園、保育所及び認定こども園、家庭及び地域がそれぞれの役割を活かしながら連携・協働できるよう、その取組の促進を図ります。

(オ) 指導者の養成と資質向上

地域社会における人権教育の推進において、指導者が果たす役割は極めて重要です。指導者講座や各種研修への参加を積極的に支援するとともに、指導者同士が実践事例を共有し、相互に学び合う機会の確保を図り、指導者養成及び資質向上に努めます。

(カ) 効果的な評価の実施

研修や学習会の実施に当たっては、参加者アンケートによる意見・感想の収集をはじめ、参加者数の推移や学習内容の定着度等、多角的な視点から評価を行い、その結果を今後の取組の改善に反映させます。

（３） 人権尊重の理念に立った学級経営や学校づくり

人権教育の推進を図る上では、教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならず、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があります。こうした学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム（※15）」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要であることが、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」でも言及されています。

人権教育を推進する上で、教職員が長時間勤務により疲弊している状況では、理想的な学校や学級の実現は困難です。このため、人権教育を推進する観点から、学校における働き方改革を進めることが重要です。教職員には、日常生活の質や教員生活の充実を図ることを通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、人権感覚も培い、それを教育活動に生かしていくことが求められています。

また、学校において、人権教育を組織的に推進するに当たっては、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって取り組む体制を整備する必要があります。学校の組織運営に関しては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（2019（平成 31）年 1 月 25 日 中央教育審議会）において、主幹教諭や指導教諭、事務職員等のミドルリーダー（※16）の重要性が指摘されています。人権教育においても、ミドルリーダーが校長等の管理職を補佐するとともに、若手の教職員への支援・指導を行うことで、組織的な取組の更なる推進が見込まれます。こうした点を踏まえ、人権教育を含む教育課程の編成及び実施に当たっては、教員の働き方改革に十分配慮することが必要です。

2 人権啓発の推進

人権啓発とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義されています。

人権啓発は、広く市民に対し、人権に関する正しい知識や情報を様々な機会や媒体を通じて分かりやすく提供し、人権問題を身近な課題として捉える意識の醸成を図るものです。これにより、市民一人ひとりが自らの行動を振り返り、人権を尊重する態度や行動へとつなげていくことを目的としています。

人権啓発は、年齢や立場を問わず広く社会全体に働きかける取組であり、人権教育と相互に補完し合いながら、人権が尊重される社会の実現を支える重要な役割を担います。

※15 教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で児童生徒が自ら学び取っていく事柄をいう。例えば、いじめを許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することでいじめを許さない人権感覚を身に付けることができる。

※16 組織の中間層として、上位層の方針や意図を理解し、現場の業務や行動に落とし込んで浸透させる役割を担う人材。現場をまとめながら、メンバーの意見や課題を把握し、必要に応じて上位層へ伝えるなど、組織内の調整役として組織運営を支える存在のことをいう。

2024（令和 6）年に実施した「市民意識調査」の結果からは、法令・条例に関する情報提供の強化や、研修の継続的な受講が啓発効果を高めることが示されています。本改訂において、こうした知見に加え、本市が大切にしてきた多様性を認め合う社会づくりの理念を踏まえ、より効果的な人権啓発の推進を図ります。

これらの啓発活動を通じて、市民が日常生活や地域社会の中で自他の人権を尊重し、差別や偏見を許さない意識の醸成を図るとともに、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動できるよう促します。

（１） 市民参加型の啓発活動の実施

市民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、その理解を深めるため、市民参加型の人権啓発イベントとして、毎年開催している「市民のつどい」や「人権セミナー」を継続的に実施するとともに、個別の人権課題に応じた啓発活動もあわせて展開します。

また、関係団体や当事者団体等による啓発活動の促進を図り、市民が幅広い人権問題について主体的に考え、体験できる機会の充実に努めます。あわせて、啓発活動に活用できる教材や資料等について、庁内関係部署と連携しながら整備及び充実に努めます。

（２） 親しみやすくわかりやすい情報の発信

人権啓発の効果を高めるためには、市民の関心や理解度に応じた情報発信が重要です。年齢や立場に応じて身近な事例や分かりやすい表現を用い、共感を得られる発信に努めます。

広報紙やホームページに加え、SNS、動画配信等のデジタル媒体を積極的に活用し、より多くの市民に人権尊重の理念が届くよう、多様な媒体を通じた啓発活動を推進します。

さらに、スポーツの持つ発信力を活かし、プロスポーツチーム等と連携して試合やイベントと通じた啓発活動を推進するなど、市民が日常の中で自然に人権について考えるきっかけとなる環境づくりに努めます。

（３） 人権啓発の拠点施設の活用

人権啓発を地域に根づかせるためには、市民にとって身近な場所が「人権を考える場」として機能することが重要です。

市内のコミュニティセンターとしての機能をもつ隣保館は、地域に密着した人権啓発・相談の拠点として重要な役割を担っています。各施設における人権学習会や相談事業の充実に図るとともに、地域住民が気軽に集い、人権について学び合うことのできる場としての機能の強化に努めます。

また、丸亀市川西町に所在する「香川県人権啓発展示室」は、人権及び同和問題に関する展示や図書・映像資料の閲覧、体験型の学習ができる県の啓発拠点施設です。学校における人権教育や地域の研修等における活用を促進するとともに、市民が人権についてより身近に感じ、理解と関心を深める機会の拡充に努めます。

（４） 関係機関等との連携の強化と協働の推進

人権啓発の充実に図るため、「丸亀市人権・同和教育研究協議会」や高松法務局丸亀支局等で構成する「丸亀・観音寺支局管内地域人権啓発活動ネットワーク協議会」などの関係機

関・団体との連携を一層強化し、相互に協働しながら効果的で広がりのある人権啓発を推進します。

また、法務局が委嘱する人権擁護委員との連携を深め、地域における相談体制の充実や啓発活動の推進に努めます。

（５） 企業・事業所における人権啓発の支援

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や国の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、企業活動においても人権尊重の取組が求められています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に基づき、企業がそれぞれの実情に応じて、自主的、計画的かつ継続的に人権啓発に取り組むことが重要です。

「市民意識調査」において、人権侵害の内容として「職場での嫌がらせ」が第２位（26.8%）、「パワー・ハラスメント（※17）」が第３位（21.9%）となっており、事業所における人権課題の深刻さが明らかになっています。

この結果を踏まえ、「丸亀市企業人権・同和推進協議会」等と連携し、事業所の規模や業種に応じた研修の実施を支援するとともに、啓発資料の作成・提供、ハラスメント防止に関する情報提供等を通じて、人権を尊重する職場環境づくりを支援します。

（６） 指導者等の養成・活用

人権尊重の理念を地域や職場に浸透させていくためには、日常生活の中で地道かつ継続的に取り組むことが大切です。そのため、地域や職場で人権啓発の担い手となる人材を育成し、その資質の向上を図ることが不可欠です。

指導者養成講座や各種研修への参加を支援するとともに、養成した指導者が地域の啓発活動において活躍できる機会の確保に努めます。

（７） 効果的な評価の実施

人権啓発事業の実施にあたっては、参加者アンケート等による意見・感想の収集に加え、参加者数の推移や啓発内容の到達度等、多角的な視点から事業の効果を検証し、その結果を今後の取組の改善に反映していきます。

あわせて、定期的を実施する「市民意識調査」の結果を活用し、啓発活動が市民の人権意識の向上にどの程度寄与しているかについて、中長期的な視点から把握・分析し、より効果的な啓発活動の展開につなげます。

※17 職場等において、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えた言動を行い、相手に精神的・身体的な苦痛を与え、就業環境等を害する行為をいう。

3 人権擁護

現在、市役所では毎月1回、人権擁護委員の皆様にご尽力いただき、特設の人権相談を実施しています。

近年、インターネット上の誹謗中傷や多様性の尊重など、社会情勢の急速な変化に伴い、新たな人権課題が次々と顕在化しており、寄せられる相談内容も一層多様化・複雑化しています。こうした状況に的確かつ迅速に対応するためには、関係機関との連携強化とともに、人権擁護委員に対する継続的なサポートが不可欠です。

そのため、本市では、関係機関と緊密に連携し、現代の複雑な人権課題に関する研修会や講座の充実を図り、人権擁護委員の専門性向上を積極的に支援します。

4 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、すべての市民を対象として普遍的に推進されるべきものですが、その職務の性質上、人権に深く関わり、社会的に大きな影響力をもつ職業に従事する人々に対しては、より重点的かつ体系的な取組が求められます。

本市では、以下の職業に従事する者を対象に、実効性の高い研修等を通じて人権意識の向上を図るとともに、現場での実践力を備えた人材の育成及び関係機関への働きかけを行います。

(1) 市職員

公務員は、全体の奉仕者として、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重を體現し、擁護する重大な責務を負っています。すべての市職員がこの使命を自覚し、常に人権の視点をもって職務にあたることは、人権尊重のまちづくりを力強く推進する原動力となります。

職員が高い人権意識を持ちながら仕事を行うためには、職員一人ひとりの意識改革と組織全体の継続的な学習を進めることが必要です。

日々の窓口業務や市民生活に直結する施策の実施にあたっては、多様な価値観や背景をもつ市民に寄り添い、公正かつ思いやりのある対応を徹底します。特に、近年増加する外国人住民や性的マイノリティへの配慮、デジタル化に伴う個人情報の適正な取扱いなど、現代的な人権課題に的確に対応できる実践的な研修を充実させます。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（※18）やパワー・ハラスメント等は、個人の尊厳を傷つけ組織の信頼を失墜させる重大な人権侵害です。本市においては「ハラスメントは決して許されない」という強い認識のもと、未然防止体制の構築や、カスタマーハラスメント（※19）への組織的な対応を図ります。あわせて、管理職が率先して人権尊重の職場づくりを推進できるよう階層別研修の一層の充実を図り、風通しの良い組織風土を醸成します。

※18 職場等において、相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感を与えたり、不利益をもたらしたりする行為をいう。

※19 顧客や取引先等からのクレームや要求のうち、その内容が妥当性を欠く場合や、要求を実現するための手段や態度が社会通念上不相当なものであり、働く人の就業環境が害される行為をいう。

（２） 教職員・保育士等

小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「学校等」という。）において教育・保育を担う教職員や保育士等は、こどもの人権を尊重し、豊かな人権感覚を育む上で極めて重要な役割を担っています。

そのため、すべての教職員等が、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい認識を深めるとともに、こどもの発達段階に応じた実践的な指導力を身につけることが必要です。

近年、いじめや不登校、児童虐待、ヤングケアラー、インターネット上の人権侵害、外国にルーツを持つこどもへの配慮など、こどもを取り巻く人権課題は複雑化しています。これらの課題に的確に対応し、「こども基本法」の理念に基づくこどもの意見表明や最善の利益を保障するため、関係機関と連携した校内研修及び合同研修を計画的に実施するとともに、自他の人権を尊重できるこどもを育成する教育・保育環境の充実に努めます。

（３） 消防職員

消防職員は、火災、救急、救助等の災害現場において、市民の生命、身体及び財産を守る崇高な使命を担っています。

その職務の執行に当たっては、人命尊重を最優先とする的確な現場対応に加え、傷病者等のプライバシーの厳格な保護や、要配慮者（高齢者、障がいのある人、外国人等）に対するきめ細やかな配慮が不可欠です。

このため、日常の業務や訓練等を通じた人権教育の充実に図るとともに、消防組織におけるハラスメントの防止と働きやすい職場環境の整備に向けた研修を実施し、職員一人ひとりの高い人権意識の確立に努めます。

（４） 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の医療関係者は、人々の命と健康を守る業務を通じて、患者やその家族の尊厳に直接関わる立場にあります。

医療の現場においては、インフォームド・コンセント（※20）の徹底や個人情報の保護をはじめ、障がいのある人への合理的配慮、性的マイノリティや外国人患者への適切な対応など、高い人権意識に基づく行動が求められます。加えて、感染症に関連する不当な偏見や差別の防止も重要な課題です。

本市では、医療従事者がこれらの多様な人権課題に適切に対応し、患者に寄り添った対応を確実に行うことができるよう、関係機関等と連携し、情報の提供及び啓発の推進に努めます。

※20 医療関係者が患者（場合によっては、家族も含む）に対して、病状や検査・治療の内容、必要性、リスク、代替案などを十分に説明し、患者がその内容を理解し、納得したうえで医療行為に同意することをいう。

（５） 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の福祉関係者は、高齢者や障がいのある人、こどもなど、支援を必要とする人々の生活に密接に関わる重要な役割を担っています。

日々の相談支援や介護等の現場においては、利用者の自己決定権の尊重、プライバシーの保護、並びに虐待や身体拘束の防止など、人間の尊厳を最優先とした対応が強く求められます。

本市では、福祉関係者が現代の複雑な人権課題（複合差別への対応等）に対する理解を深め、より専門的かつ人権に配慮した支援が行うことができるよう、各種研修機会の充実を図るとともに、関係団体への啓発や要請を積極的に行います。

（６） その他の職業に従事する者

弁護士や司法書士等の士業、興信所などの調査業者、不動産業者、結婚相談業者等、個人の身分や権利、生活基盤に深く関わる職業に従事する者には、業務を通じた差別（就職や結婚の際の身元調査、外国籍・障がい・高齢等を理由とした不当な入居差別等）の防止に関する重い社会的責任があります。

また、社会の価値観や世論の形成に大きな影響をもつマスメディアやインターネットメディアの関係者には、報道被害の防止やプライバシーの保護等、極めて高い人権意識に基づく適切な対応が求められます。

本市は、関係機関及び業界団体と連携し、それぞれの職務の特性に応じた人権課題に関する情報提供を積極的に行うとともに、社会全体で人権を尊重する機運の醸成を推進します。

第4章 分野別人権施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的及び文化的に低位の状態におかれ、基本的人権が侵害されている、我が国固有の重大な人権課題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」においては、「その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である」と明言されています。

人間は誰しも、自らの出生地や出自を選ぶことはできません。それにもかかわらず、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に、結婚や就職など人生の根幹に関わる場面において理不尽な差別を受ける事例が依然として存在しています。

本市が5年ごとに実施している「市民意識調査」の2024（令和6）年の結果では、同和地区出身者との「結婚」については、「祝福する」（35.8%）が「反対する」（32.5%）を調査開始以降初めて上回りました。また、結婚や就職における「身元調査」についても、「必要ない」（48.6%）が「必要だ」（31.9%）を初めて上回っています。これらの結果から、これまでの人権教育・啓発活動を通じて市民の人権意識は着実に高まり、一定の成果が認められます。

しかし一方で、「土地購入」に関する設問では、同和地区周辺を「避ける」との回答が60.3%と、前回調査（2019（令和元）年：52.2%）から増加し、「避けない」は13.2%（前回：15.0%）に減少しました。この結果から、土地に関する忌避感や差別意識が依然として根強く残っており、引き続き重点的な啓発が必要であることが明らかになりました。

さらに現代社会においては、インターネットやSNSの普及に伴う新たな人権課題が顕在化しています。同和地区と称して特定の地域を撮影した動画を拡散する行為や、匿名性を悪用した誹謗中傷、公共の場での差別的な落書きなどが後を絶ちません。加えて、戸籍謄本等を不正に取得する悪質な身元調査事件の発生や、同和問題を口実にして不当な利益を得ようとするいわゆる「えせ同和行為」も依然として存在しており、個人の尊厳を脅かす深刻な人権侵害が続いています。

本市は、こうした現代特有の課題に対して毅然とした態度で臨み、これまでの同和教育の成果を基盤としつつ、インターネット上の差別事象への対応や正しい理解の促進を通じて、部落差別の完全な解消に向けた施策を着実に進めていきます。

こうした状況を踏まえ、本市は、2026（令和8）年4月施行の「丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」の趣旨とも整合を図りつつ、本基本指針を基盤として、これまで培ってきた人権・同和教育の経験と成果を活かし、国及び県の基本計画との整合性を確保しながら、誰一人取り残さない視点を大切に、教育・啓発と相談・支援を効果的につなぐ実効性の高い人権施策を今後も着実に推進してまいります。

(2) 方策について

2016（平成28）年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布・施行され、部落差別の根絶に向けた新たな一歩が踏み出されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に

関する状況の変化（インターネット上での差別情報の拡散等）が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるという基本理念を示しています。

本市は、同法の趣旨に基づき、国や県と連携しながら、以下のとおり部落差別（同和問題）の根絶に向けた取組を総合的に推進します。

（ア） 同和問題についての理解と認識の促進

同和問題を正しく理解し、認識を深めるためには、市民一人ひとりがこの問題を「自分自身の課題」として受け止め、向き合う姿勢が必要です。

本市では、同和問題を人権教育・啓発の重要な柱として位置付け、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を展開します。特に、インターネット上に氾濫する誤った情報や偏見に惑わされないよう、正しい知識の普及に努めるとともに、隣保館等の拠点施設を活用し、地域に根ざした実践的な啓発活動を通じて、市民の意識改革と理解の深化に向けた取組を着実に推進します。

（イ） 学校教育・社会教育・家庭教育における取組の推進

学校教育においては、すべての教職員が同和問題に対する正しい知識を深め、日々の教育活動を通じて、児童生徒が差別のない社会に向けて主体的に行動できる力（実践力）を育成します。あわせて、インターネット上の差別情報を見極める情報モラル教育の充実を図ります。

社会教育においては、地域の実情に応じ、「参加体験型」の学習や、日常に潜む無意識の偏見への気づきを促す「問題提起型」の学習機会を提供し、市民の意識改革を支援します。

家庭教育においては、保護者が同和問題について正しく理解し、子どもとともに豊かな人権感覚を育むことができるよう、学習機会の提供や啓発資料の充実に努めます。

人権教育・啓発は知識の伝達にとどまるだけでなく、人々の行動変容につながるものでなければなりません。学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働しながら課題解決に向けた取組を推進します。

（ウ） 公正な採用選考と就労問題への取組

就職差別の根絶に向けては、企業が本人の能力や適性だけで判断する公正な採用選考を徹底することが重要です。

面接で、本籍地や家族の職業など仕事と関係のない質問をしたり、戸籍謄本等の提出を求めたりすることは、重大な人権侵害につながります。

本市は、国や県、商工会議所等の関係機関と連携し、事業主や人事担当者への研修等を通じて、公正な採用の考え方や同和問題への理解を深め、誰もが平等に働くことのできる環境づくりを進めます。

（エ） 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な要求（高額な書籍の購入強要など）を行う極めて悪質な行為です。これらの行為は、市民に同和問題に対する誤った認識や不安・恐怖を助長させるとともに、差別解消に向けてこれまで積み重ねて

きた教育・啓発の成果を著しく損なうものです。

本市では、県、法務局及び警察等の関係機関と緊密に連携し、事業主をはじめ市民に対して「えせ同和行為」の実態及び対処方法の周知を図るとともに、不当な要求に対しては断固として拒否する毅然とした姿勢で対応します。

（オ） 悪質な身元調査の排除

特定の職業（八士業（※21）等）に認められている職務上請求権を悪用し、戸籍謄本や住民票を不正に取得して結婚や就職に係る身元調査を行うことは、個人の尊厳を踏みにじる極めて悪質な差別行為です。

本市において、「身元調査をしない、させない、許さない」社会の実現に向け、「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底を図ります。あわせて、個人の権利侵害を未然に防止するため「登録型本人通知制度」の活用・登録促進を強化するとともに、不正請求を抑止するための厳正な対応を継続します。

（カ） 隣保館活動の支援

隣保館は、コミュニティセンターとしての機能を有する地域福祉の向上及び人権尊重のまちづくりを推進する中核的な拠点であり、住民相互の交流及び学びの場として重要な役割を担っています。

本市においては、隣保館における地域に根ざした啓発活動や交流事業を支援するとともに、生活困窮や社会的孤立などの複合的な課題を抱える住民に対する総合的な相談支援体制を強化します。さらに、相談対応スキルの向上など隣保館職員の資質向上に向けた研修の実施についても関係機関と連携して進め、誰一人取り残さない地域づくりをめざします。

2 こども

（1）現状と課題

すべてのこどもは、等しく基本的な人権を保障される「権利の主体」です。2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、その意見が尊重されるとともに、最善の利益が優先される「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

本市においても、令和2年に「丸亀市こども条例」を制定し、地域に根ざした子育て支援の充実や、特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援に取り組むなど、安心してこどもを育てられる環境づくりを進めています。

しかしながら、こどもを取り巻く人権課題は依然として深刻な状況にあります。本市が2024（令和6）年に実施した「市民意識調査」においては、「子どもの人権問題」で特に問

※21 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、弁理士、土地家屋調査士、海事代理士の8つの国家資格をもつ専門職の総称をいう。人権相談や権利擁護、労働問題、相続、成年後見制度など、市民の権利を守るための支援を行っている。

題だと思えるものとして、「児童虐待」（60.6%）が最も多く、次いで「子ども同士の仲間はずれ、無視などのいじめ（ネットでのいじめを含む）」（57.4%）となっており、これらが市民にとって大きな課題であることがうかがえます。

家庭における課題としては、「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により制度面での充実が図られているものの、全国の児童相談所等における虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移しており、こどもの生命や権利を脅かす重要な課題となっています。また近年では、こどもの貧困問題に加え、本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行うことで、学業や心身の発達に影響している「ヤングケアラー（※22）」の存在も、社会全体で支えるべき新たな課題として顕在化しています。

学校現場等においては、いじめの認知件数や不登校の児童生徒数が高い水準で推移しており、教職員による不適切な指導や体罰等の問題も見受けられます。特に、スマートフォンの普及に伴い、インターネットや SNS 等を通じた誹謗中傷など、大人の目に見えにくい閉鎖的な空間での人権侵害が深刻化しています。各学校等では「いじめ防止対策推進法」に基づく未然防止や早期発見、早期対応が進められていますが、引き続き社会全体での意識向上と、こどもたちの安心・安全な環境づくりが求められています。

さらに、学校という場を離れた日常生活においては、SNS 等を契機とした児童買春や児童ポルノといった性犯罪、性的な被害につながる不適切な誘い（性的搾取）など、こどもの心身に深い影響を及ぼす重大な人権侵害が見られます。また、家庭や学校に居場所を見出せないこどもたちが、犯罪や人身取引等の深刻なトラブルに巻き込まれるおそれも高まっています。

こうした多様化・複雑化する課題を解決するためには、こどもからの SOS を早期に受け止め、関係機関が緊密に連携しながら、社会全体でこどもの権利と尊厳を守る包括的な支援体制の充実を図っていくことが求められています。

（２） 方策について

（ア） こどもの人権についての理解と認識の促進

「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の理念に基づき、すべてのこどもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間としてその人格と意見が尊重される社会の実現をめざします。

本市では、あらゆる機会や媒体を活用し、こどもを「権利の主体」として尊重する意識を社会全体に広げるための啓発活動を進めます。また、学校教育や社会教育において、自他の人権を尊重する意識を育む教育の充実を図るとともに、こどもの社会性や豊かな人間性を育むための自然体験活動や異年齢交流等の多様な参加機会の充実に取り組みます。

※22 本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている、こどものことをいう。

(イ) 児童虐待等あらゆる暴力の根絶と支援

児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（※23）及び心理的虐待）は、こどもの心身の健やかな成長や人格形成に回復困難な深い影響を及ぼす、極めて重大な人権侵害です。

「虐待は社会全体で防ぐべき重要な問題である」という認識を市民と広く共有するため、関係機関と連携した啓発活動の充実に取り組みます。あわせて、ヤングケアラーや貧困など、家庭内に潜在する複合的な課題の早期発見に努めるとともに、教育、福祉及び保健等の関係機関が緊密に連携し、こども及び家庭を孤立させることのない支援体制の充実を図ります。

(ウ) いじめ問題の解決（未然防止・早期発見・組織的対応）

いじめは、こどもが教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健やかな成長に大きな影響を与えるとともに、時には生命や身体に危険が及ぶおそれのある、決して許されない行為です。

国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」において「大人の振る舞いがこどもに影響を与える」と指摘されているように、いじめ問題はこどもだけの問題ではなく、社会全体の課題として捉えることが重要です。

本市では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、以下のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び組織的な対応に取り組みます。

（未然防止と人権感覚の育成）

いじめを根絶するためには、「いじめは許されない行為である」という知識の理解にとどまらず、日常の行動として「いじめを許さない・見過ごさない」という実践的な態度を育むことが不可欠です。学校においては、道徳科や学級活動等を通じて、児童生徒が自他の尊厳を認め合い、実際の事例を基に議論するなどの「参加・体験型の学び」の充実を図り、豊かな人権感覚の育成に努めます。

（積極的な認知と早期対応）

いじめは「どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る」という大前提に立ち、教職員は些細な兆候も見逃すことなく、初期段階から「いじめではないか」との認識のもとに幅広く積極的に認知し、早期発見及び早期対応に努めます。特に、インターネットや SNS 等を利用して外部から把握しにくい「ネットいじめ」については、情報モラル教育の徹底を図るとともに、早期発見のためのアンケート調査や相談窓口の周知に取り組みます。

（専門家を交えた組織的対応）

いじめ問題の対応に当たっては教職員が単独で抱え込むことなく、学校全体で対応できる

※23 保護者等が子どもの生活、健康、安全、教育などに必要な養育を継続的に怠ることにより、子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす行為で、児童虐待の一類型をいう。

体制を整備します。教職員のいじめ対応能力向上に資する研修の充実を図るとともに、スクールカウンセラー（※24）やスクールソーシャルワーカー（※25）等の専門職を積極的に活用し、被害児童生徒のケアや加害児童生徒への指導、家庭への支援などについて、関係機関と連携した組織的かつ専門的な対応を推進します。

（エ） 非行防止や有害環境（性的搾取等）への対策

こどもたちの健やかな成長を支え、犯罪やトラブルから守るためには、問題行動の背景にある孤独やSOSを早期に把握し、適切な支援につなぐことが重要です。

関係機関や地域住民と連携した街頭補導や見守り活動を通じて非行の未然防止に努めるとともに、こどもが安心して過ごすことのできる「第三の居場所」の整備を推進します。

さらに、SNS等を端緒とする児童買春・児童ポルノ等の性的搾取、薬物乱用、闇バイト等の有害環境からこどもを守るため、スマートフォンやインターネットの適切かつ安全な利用に関する情報モラル教育及び啓発活動を、学校・家庭・地域が一体となって推進します。

3 高齢者

（１） 現状と課題

我が国では、急速に高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2037（令和19）年には、国民の約3分の1を65歳以上が占めると見込まれています。「超高齢社会」を迎える中で、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らせる社会づくりがますます重要になっています。

しかしながら、高齢者を取り巻く人権課題は多岐にわたっています。家庭内や介護施設等における身体的・心理的虐待やネグレクトは、高齢者の生命と尊厳を深く損なう重大な人権侵害です。本市においては、2006（平成18）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、関係機関と連携しながら、高齢者の権利擁護と虐待の早期発見並びに支援体制の充実に努めます。

また、認知症の高齢者が増加する中、2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。同法の基本理念に示されているように、認知症の人を含めたすべての高齢者が、自らの個性や能力を発揮し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会の実現が求められています。

さらに、高齢者の財産を標的とした犯罪も深刻な課題となっています。本市が2024（令和6）年に実施した「市民意識調査」においては、高齢者の人権問題として最も多い回答が「判断能力が十分でない高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」（61.4%）となっており、特殊詐欺や悪質商法に対する市民の強い危機感が示されています。

※24 学校において、児童生徒の心のケアや相談支援を行う専門職をいう。教職員や保護者と連携しながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援し、学校生活全体の安定に寄与する役割を担う。

※25 学校において、福祉の専門性を生かし、児童生徒やその家庭が抱える生活上・環境上の課題に対して支援を行う専門職をいう。関係機関や地域資源と連携しながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援体制を整える役割を担う。

これらに加え、地域社会からの孤立や孤独問題、身元保証人がいないことによる入居・入院の拒否（いわゆる「おひとりさま問題」）、デジタル化の進展に伴う情報格差（デジタル・ディバイド）など、現代社会における新たな人権課題も顕在化しています。

高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備は、将来高齢期を迎えるすべての世代にとっての「安心の基盤」を築くものです。私たち一人ひとりがこれらの課題を「自分自身の問題」として捉え、世代を超えて支え合う「地域共生社会」の実現に向けて着実に取り組むことが求められています。

（２） 方策について

（ア） 高齢者の人権についての理解と認識の促進

「高齢者＝弱者」という固定観念や年齢に基づく偏見の解消を図り、誰もが年齢にかかわらず一人の人間として尊重される社会をめざします。

本市において、あらゆる機会や媒体を活用し、高齢者の人権に関する正しい理解の促進に努めます。学校教育等においては、進行する超高齢社会への理解を深めるとともに、幼児・児童・生徒と高齢者との交流を通じて世代を超えたつながりの醸成を図り、高齢者に対する尊厳及び感謝の心の育成に努めます。また、デジタル化の進展に伴い高齢者が行政サービス等から取り残されないよう、情報格差の解消に向けた支援（スマートフォン教室の開催等）を推進し、誰もが安心して情報を得られる環境づくりを進めます。

（イ） 孤立を防ぐ地域での助け合いのシステム構築

高齢者の単身世帯増加や、いわゆる「老老介護」などの課題に対応するため、地域の実情やニーズを丁寧に把握し、住民同士が支え合う仕組みづくりや包括的な支援体制整備に努めます。

民生委員・児童委員による見守り活動をはじめ、保健師や地域包括支援センター及び老人クラブ役員による訪問に加え、民間事業者（宅配事業者や配食サービス等）との連携による日常的な巡回・見守りの取組を推進します。これにより、高齢者の社会的孤立や孤独死の未然防止を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現をめざします。

（ウ） 高齢者虐待の防止と権利擁護

「丸亀市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、関係機関が緊密に連携する高齢者支援ネットワークの強化を図ります。虐待の早期発見及び被害者の安全確保・保護に加え、虐待の背景にある「介護者の心身の疲労や孤立」の軽減を図るため、介護者に対する相談対応や休息の確保など、養護者への支援も一体的に推進します。

また、判断能力が十分でない高齢者を悪質商法や特殊詐欺等の消費者被害から守るため、警察や消費生活センター等との連携強化を図ります。あわせて、財産管理や契約行為を支援する成年後見制度の利用の促進に努めるとともに、「身元保証人がいない高齢者」の生活上の

不安に寄り添う相談体制の充実を図ります。さらに、認知症基本法の理念に基づき、認知症サポーター（※26）養成や本人が参加できる居場所づくりを進め、認知症の人との共生を推進します。

（エ） 生きがいをもって社会で活躍するシステムの構築

高齢者は、長年の仕事や生活を通じて培った豊かな知識、技術及び経験を有する社会の貴重な財産です。伝統産業の継承や、地域社会のまちづくり、教育・福祉分野において、その経験は若い世代の育成や地域の活性化に大きく寄与しています。

本市においては、高齢者がその意欲と能力に応じて、地域ボランティアや社会参加活動にいきいきと継続して関わるができる環境の整備を図ります。年齢によって活動が制限されることのない「エイジレス社会」の実現に向け、高齢者が気軽に集い、多様な世代と交流することができる機会の創出に努めます。

（オ） 雇用の促進と多様な働き方の支援

働く意欲のある高齢者が、その能力及び経験を活かし、健康で長く働き続けることができるよう、雇用・就労環境の充実に努めます。

年齢を理由とした不当な就労差別の解消を図るため、事業主への啓発を行うとともに、ハローワークやシルバー人材センター等の就労支援団体と連携し、フルタイムから短時間労働、軽作業まで、多様な就業ニーズに対応した働く場の確保を推進します。

4 障がい者

（1） 現状と課題

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、重要な人権課題です。

国においては、2014（平成26）年の「障害者の権利に関する条約」の批准をはじめ、各種法整備が進められてきました。特に、2024（令和6）年4月には改正「障害者差別解消法（※27）」が施行され、民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務化されるなど、社会全体において障壁を取り除く取組が強化されています。

本市においても、こうした動向や多様化するニーズを踏まえ、「丸亀市第3次障がい者基本計画（2021（令和3）年策定）」に基づき諸施策を推進しており、今後は、2027（令和9）年度を始期とする次期第4次計画の策定に向け、さらに取組を深化させる予定です。

※26 認知症について正しい理解を持ち、認知症のある人やその家族の立場に配慮しながら、見守りや声かけなどの支援を行う役割を担う人をいう。

※27 障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的なバリアを取り除くための合理的配慮を、公的機関および事業者に義務づけた法律である。障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人が平等に社会参加できる共生社会の実現を目的としている。

障がいのある人が社会参加する上での困難は、個人の心身の機能だけでなく、社会の側に存在する様々な障壁（物理的・制度的・文化的・情動的なバリア）によって生じるものであるという「障害の社会モデル」の視点に立つことが不可欠です。病気や事故、加齢などにより誰もが障がいをもつ可能性があることを市民一人ひとりが「自分ごと」としてとらえ、ユニバーサルデザイン（※28）の考え方を取り入れたまちづくりを推進する必要があります。

しかしながら、現実の社会生活においては、依然として障壁が残されています。本市が2024（令和6）年に実施した「市民意識調査」においては、障がい者の人権問題について特に問題であると考えられている事項の第1位は「就職や職場で不利な扱いを受ける」（43.1%）、第2位が「建物の階段や道路の段差等、外出先での不便が多く、バリアフリーが進んでいない」（34.8%）でした。

これらの数値は、過去（2009（平成21）年調査）と比較すると減少傾向にあり、これまでの施策による一定の改善が見られるものの、依然として市民が認識する主要な課題として位置付けられています。

この結果から、就労及び雇用環境における根強い偏見や不平等の解消、並びに物理的なバリアフリー化については、依然として取組が必要であることが明らかになっています。

今後は、施設や設備の整備といった「ハード面」の充実に加え、事業者や市民による合理的配慮の提供、情報保障（手話・点字・デジタル技術の活用等）の推進、さらに心のバリアフリーといったソフト面の取組を一体的に推進し、誰一人取り残すことのないインクルーシブ（包摂的）な地域社会の実現をめざす必要があります。

（2）方策について

（ア）障がい者の人権についての理解と認識の促進（心のバリアフリー）

社会に存在する障壁（バリア）の解消を図るためには、市民一人ひとりが障がいに対する正しい知識を有し、自然に支え合うことのできる「心のバリアフリー」の醸成が不可欠です。本市においては、参加・体験型の啓発活動や当事者との交流機会の充実を図ります。特に、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等、外見からは分かりにくい障がいについては、その特性や必要な配慮が十分に理解されていないことから、一層の理解促進を図ります。

また、保育所や学校においては、巡回カウンセリング（※29）等を活用し、個々の特性に応じた適切な支援や合理的配慮の提供に努めます。すべてのこどもが、障がいの有無にかかわらず共に学び育つ「インクルーシブ教育システム（※30）」の構築に向けた取組を推進します。

※28 年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいよう、製品、施設、サービス、情報等を最初から配慮して設計する考え方をいう。

※29 カウンセラーが学校等を定期的に巡回し、児童生徒や保護者、教職員に対して心理的な相談支援を行う取組をいう。学校現場の実情に即した支援を行うことで、心の問題の早期発見や対応につなげ、学校生活の安定を図ることを目的とする。

※30 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮や支援を受けられるようにする教育の仕組みのこと。

(イ) 障がい者差別解消と合理的配慮の推進

2024（令和 6）年 4 月の改正「障害者差別解消法」の施行により、民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務化されました。本市では、この制度の趣旨について各種イベント及び出前講座等を通じて広く市民や事業者に周知し、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に対する理解の促進を図ります。

あわせて、差別や権利侵害に関する相談について早期解決を図るため、関係機関相互の連携体制を強化し、相談対応及び解決機能の向上に努めます。

(ウ) 障がい者虐待防止の推進

障がい者への虐待（身体的・性的・心理的・経済的虐待やネグレクト）は、障がい者の尊厳を深く傷つけ、自立を阻害する重大な人権侵害です。

本市では、「丸亀市障害者虐待防止センター」を中核として、香川県警、香川県及び労働局等の関係機関と連携し、通報及び相談に対して迅速かつ適切に対応する体制の強化を図ります。さらに、家庭内における虐待の未然防止に向け、その要因となり得る介護する家族（養護者）の心身の疲労及び孤立を防ぐため、相談支援及び休息支援の充実を推進します。また、障がい者の財産や権利を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

(エ) 雇用・就労の促進と多様な働き方の支援

障がい者が地域でイキイキと働くことは、経済的な自立にとどまらず、社会とのつながりや生きがいを見出すうえで極めて重要です。

ハローワークや、障害者就業・生活支援センター等と連携し、本人の能力及び特性に応じた就労機会の確保並びに、就労後の職場定着支援の推進を図ります。あわせて、事業主に対して、法定雇用率の達成及びテレワーク等の多様な働き方の導入に向けた啓発を行います。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達」の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法：2013（平成 25）年 4 月 1 日施行）に基づき、市としても共同受注窓口の活用及び官公需の発注に配慮し、障がい者の工賃向上及び就労支援を積極的に進めます。

(オ) 社会参加の促進と情報保障の向上

障がい者が地域社会のあらゆる活動に参画できるよう、生活訓練の実施や当事者団体等への支援を通じて交流機会の拡大を図ります。また、文化芸術活動及びパラスポーツ等の振興を図り、誰もが能力を発揮できる場の創出に努めます。

さらに、社会参加の大きな障壁となる情報格差の解消に向け、手話、点字、音声読み上げ及び分かりやすい表現（ふりがな等）並びにデジタル技術の活用等により、情報保障の向上に努め、障がい者の「知る権利」及び「伝える権利」の保障を図ります。

5 女性

(1) 現状と課題

本市では、2008（平成 20）年に施行した「丸亀市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、現在、「第 4 次男女共同参画プランまるがめ（2022（令和 4）年策定）」を推進し、男女が互いにその人権を尊重し合い、喜び及び責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現に向

けた取組を推進します。

しかしながら、現実の社会生活においては依然として根深い課題が残されています。日本の男女格差は国際的に見ても大きい状況にあり、政治や行政、地域における政策・方針決定の場への女性の参画は低水準にとどまっています。また雇用の分野においても、女性の非正規雇用率の高さや管理職割合の低さ、それに伴う賃金格差などが顕著となっています。

本市が2024（令和6）年に実施した「市民意識調査」においても、女性の人権問題で特に問題であると思うこととして「職場における昇給や昇進などの待遇の違い」（40.6%）と「『男は仕事、女は家庭』などの固定的な性別役割分担」（40.5%）が上位を占めました。これらの結果は、社会の制度や慣行、人々の意識の中に「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」に基づく性別役割分担意識が依然として強く根付いていることを示しています。

さらに、女性に対するあらゆる暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者や交際相手からの暴力（DVやデートDV）は、身体的なものだけでなく、精神的・経済的・性的な暴力など多様化・潜在化しています。加えて、性犯罪やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為のみならず、近年ではSNS等のインターネットを通じた同意のない性的画像の拡散（デジタル性暴力）や、若年女性を狙った性的搾取など、新たな形態の暴力が深刻な社会問題となっています。

また、女性は妊娠、出産等の身体的特性を有することから、生涯にわたる心身の健康への配慮が不可欠です。「性と生殖に関する健康と権利」（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点に立ち、女性が自らの身体及び生き方について自己決定できる環境を、社会全体で保障していく必要があります。

これらの課題を解決し、真の男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発をはじめ、女性に対するあらゆる暴力の根絶及びあらゆる分野への女性の参画の拡大に向け、関係機関と連携した包括的な取組を強力に推進することが求められます。

（２） 方策について

（ア） 女性の人権についての理解と認識の促進（アンコンシャス・バイアスの払拭）

固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）及びその背景にある「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」の払拭を図り、誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

また、学校、家庭及び地域等、社会のあらゆる場面において、人権尊重の視点に立ったジェンダー平等教育及び学習機会の充実を図り、市民の理解及び関心を深めるための広報及び啓発活動を積極的に展開します。

（イ） 女性へのあらゆる暴力の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為並びにSNS等を悪用したデジタル性暴力及び若年女性を狙った性的搾取等、女性に対するあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。2024（令和6）年4月に施行された改正「DV防止法」では、身体的暴力だけでなく、言葉及び態度による「精神的暴力」も保護命令の対象として明確化されました。本市では、精神的・性的・経済的暴力

を含むDVの実態について、市民の理解を深めるための啓発の強化を図ります。

また、被害者がためらうことなく相談できるよう、プライバシーに十分配慮した相談体制の充実を図るとともに、関係機関と緊密に連携し、被害者の安全確保から心身の回復及び自立に向けた切れ目のない支援を実施します。

(ウ) あらゆる分野への社会参画の促進とワーク・ライフ・バランス

多様性が尊重される社会の実現には、政策及び方針決定過程への女性の参画拡大が必要不可欠です。本市では、市の政策決定に男女の意見が対等に反映されるよう、「審議会等委員への女性登用率40%以上」及び「女性委員のいない審議会等の解消」を目標に掲げ、積極的な登用を進めます。

また、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、雇用分野における機会及び待遇の均等を確保します。女性が働きやすい環境を整備するためには、これまでの男性中心の働き方の見直しが不可欠です。長時間労働の是正及び男性の育児休業取得や家事への参画の促進を図るとともに、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、市内企業に対する啓発及び支援を推進します。

(エ) 生涯を通じた女性の健康支援

「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康や権利）の視点を踏まえ、女性のライフステージに応じた総合的な健康支援を進めます。

妊娠及び出産に関する支援の充実を図るとともに、月経（生理）や更年期障害といった女性特有の健康課題が社会参加の障壁とならないよう、職場や地域社会における相互理解の促進を図ります。加えて、性感染症（HIV等）の予防、予期せぬ妊娠及び薬物乱用等の健康を脅かす課題についても、正しい知識の普及と啓発に努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

国際化の進展や外国人材の受入れ拡大に伴い、本市の外国人住民の数は年々増加しています。地域活動への参加や企業での活躍など、外国人市民は地域社会を支える重要なパートナーとなっており、すべての市民が互いの文化的背景を尊重し合い、共に生きていく「多文化共生社会」の実現がますます重要になっています。

しかしながら、外国人が地域で暮らす中で、言葉や文化、宗教、生活習慣の違い等から、雇用や住まいなどの日常生活において、様々な摩擦や困難が生じています。その背景には、国籍や人種、文化の違いに対する理解不足や、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）、さらには差別意識が存在していることも要因の一つとして考えられます。さらに、近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥するような不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）や、インターネット上での心ない誹謗中傷なども深刻な人権問題となっています。

本市が2024（令和6）年に実施した「市民意識調査」において、外国人の人権問題で特に問題であると考えられる事項の第1位は「外国の生活習慣や文化等への理解が不足しており、地域社会の受け入れが不十分」（39.4%）、第2位は「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱

いを受ける」(31.7%)でした。

これらの数値は過去(2009(平成21)年調査)と比較すると減少傾向にあり、一定の理解は進みつつあるものの、依然として市民が認識する主要な課題として位置付けられています。この結果は、地域社会における相互理解の不足及び就労環境における不当な扱い(待遇格差など)がいまだに解消されていない実態を示しています。

これからの真の国際化社会においては、外国人住民を単なる労働力や来訪者としてではなく、同じ地域で暮らす住民として受け入れる意識の醸成が不可欠です。国籍やルーツにかかわらず、互いの個性を尊重し合える交流機会の創出及び言葉の壁を超えるやさしい日本語の活用等を通じて、誰もが安心して暮らすことができる包摂的(インクルーシブ)な地域づくりの推進が求められます。

(2) 方策について

(ア) 外国人の人権についての理解と認識の促進(ヘイトスピーチの根絶)

特定の民族及び国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、決して許されるものではありません。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法:2016(平成28)年6月3日施行)」の趣旨を広く市民に周知するとともに、インターネット上での誹謗中傷及び国籍・ルーツに対する無意識の偏見(マイクロアグレッション)の解消に努めます。

あわせて、学校教育及び生涯学習の場において、国際理解教育の充実を図り、多様な文化や価値観及び歴史的背景への理解を深めることにより、多文化共生社会の実現にふさわしい人権意識の醸成を図ります。

(イ) 社会参加の促進と安心できる生活環境の整備

外国人住民が「同じ地域で暮らす住民」として安心して生活し、社会の一員として参画できるよう、多言語表記や「やさしい日本語」を用いた各種行政案内、SNS等を活用した生活・防災情報の発信、および多文化に配慮した相談体制の充実を図ります。

また、日本語に不慣れな外国にルーツを持つ子どもが学習機会を失うことのないよう、日本語適応支援教室等を通じて日常会話及び学校生活への適応を支援し、こどもの教育を受ける権利の保障を図ります。

さらに、丸亀市国際交流協会等の関係機関と連携し、国際交流クッキング及び異文化理解講座等、直接対話及び交流できる機会の創出を推進します。こうした顔の見える関係づくりを通じて、互いの文化及び習慣を尊重し合える包摂的(インクルーシブ)な地域社会の実現をめざします。

7 感染症の患者等

(1) 現状と課題

感染症に関する不確かな情報や思い込みが広がることにより、患者、その家族及び医療・福祉従事者等に対する偏見や差別的な意識が生まれることがあります。

特に近年は、SNS等の普及により、誤った情報やデマが瞬時に拡散する傾向にあります。感染症に関する正しい理解を広めることは、患者等の人権を守る上で極めて重要です。ウイルス

に対する医学的な対策に加え、偏見及び差別を生じさせない社会づくりに向けた人権的な対策を両輪として、正確な知識の普及及び啓発を図ることが求められます。

(ア) HIV 感染者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が低下して特定の病気を発症した状態をエイズ（AIDS）と呼びます。我が国の新規報告者数（HIV 感染者とエイズ患者の合計）は近年減少傾向にあるものの、年間 1,000 件弱が報告されています。

HIV は感染力が弱く、通常の日常生活において感染することはありません。現在では医学の進歩により、早期発見及び適切な治療を継続することでエイズの発症を防ぎ、感染前と変わらない寿命及び生活を送ることが可能となっています。また、治療によりウイルス量が検出されないレベルに達した場合、他者に感染させないことも明らかになっています。

しかし、過去の古い情報や誤った認識が現在も社会に残っており、職場や医療現場における差別やプライバシーの侵害といった深刻な人権問題が依然として残っています。最新の正しい知識の普及を通じて、不当な恐怖心や偏見の払拭を図る必要があります。

(イ) 肝炎ウイルス感染者等

B 型及び C 型肝炎は、主に血液及び体液を介して感染し、肝臓の機能低下を引き起こす疾患です。日常生活においては、食器の共用及び入浴等で感染することはほとんどありません。

しかし、感染経路に関する正しい知識が十分に浸透していないことから、今なお患者が不当な偏見及び差別に直面する事例が見られます。偏見の解消を図るためには、正しい知識を普及させるとともに、過去の集団予防接種や血液製剤等の医療行為によって感染が拡大し、多くの患者が長期にわたり肉体的及び精神的苦痛並びに不当な差別を受けてきた歴史的経緯（薬害等）についての理解を深めることが不可欠です。

(ウ) 新興感染症の感染者等

グローバル化及び都市化に伴い、新たな感染症（新興感染症）が短期間で世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすリスクが高まっています。

過去、2020（令和 2）年以降に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、2023（令和 5）年に感染症法上の「5 類感染症」へ移行し、社会は日常を取り戻しつつあります。しかし、流行下においては、未知のウイルスへの恐怖から、感染者、その家族及び医療従事者等に対する不当な差別、SNS 上での誹謗中傷及び個人情報の特定等、深刻な人権侵害が顕在化しました。

不当な差別や偏見は、人々の尊厳を傷つけるだけでなく、必要な受診や検査をためらわせ、その結果、感染拡大を招く要因にもなります。コロナ禍の教訓を踏まえ、今後新たな感染症が発生した場合においても、市民一人ひとりがデマや偏見に惑わされることなく、科学的根拠に基づく冷静な行動をとることができるよう社会全体で備えることが重要です。

(2) 方策について

感染症は、誰もが感染する可能性のあるものであり、感染者、その家族及び勤務先並びに最前線で対応する医療・福祉従事者等に対して、不当な偏見や差別が生じることは決してあって

はなりません。

SNS 等による根拠のないデマや誹謗中傷は、個人の尊厳を深く傷つけ、場合によっては名誉棄損等の法的責任を問われる重大な人権侵害です。さらに、こうした差別を恐れるあまり、感染者が受診や検診をためらえば、結果として地域社会での感染拡大を招くおそれもあります。

このため、本市では、市民に対し、様々なウイルスに対する恐怖心に惑わされず、公的機関が発信する科学的根拠に基づく正確な情報を取得し、冷静に判断及び行動できる情報リテラシーの向上を図る啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、感染症の予防に関する医学的知識の習得に加え、病気に対する不安が差別に結びつく要因について考える人権教育の充実を図ります。

さらに、こうした学びを通じて、病気に対する正しい理解及び他者を思いやる想像力を育むとともに、教育現場で活用できる啓発教材の周知及び教職員を対象とした人権研修の充実に取り組みます。いかなる感染症の流行下においても、誰もが安心して医療や支援を受けることができ、互いを支え合う包摂的な地域社会の構築をめざします。

8 ハンセン病患者・元患者及びその家族

(1) 現状と課題

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病する可能性はごくわずかです。現在では、効果的な治療法が確立されており、早期発見及び適切な治療により、後遺症を残すことなく確実に治癒する病気となっています。

かつては、すべての患者に対して療養所への入所を強制する政策が長年にわたり続けられ、1996（平成 8）年に「らい予防法」が廃止されるまで継続されていました。また、国の方針のもと、各都道府県において、いわゆる「無らい県運動」と呼ばれる、患者を見つけ出して療養所に入所させる施策が実施されたことにより、ハンセン病が極めて恐ろしい感染症であるという誤った認識が社会に広く根付くこととなりました。その結果、ハンセン病患者及び元患者並びにその家族に対して、長年にわたり偏見や差別が生じてきました。2001（平成 13）年のハンセン病国家賠償請求訴訟及び 2019（令和元）年のハンセン病家族訴訟の判決において、国の隔離政策等の違法性が断罪され、国は深い反省と謝罪を行いました。しかしながら、療養所への入所者は家族とのつながりを断たれ、また、入所しなかった者や療養所から退所した者についても、病気のことを周囲に知られないよう生活せざるを得ない状況が続いていました。加えて、患者・元患者の家族についても、感染の可能性があるという誤認され、学校、職場及び地域社会等で不当な扱いを受けることがあり、就職及び結婚の場面においても偏見及び差別による被害が生じてきました。

現在、全国の療養所入所者の平均年齢は極めて高くなっており、問題の解決に残された時間は限られています。地方自治体としても、過去の歴史的教訓と重大な責任を深く認識し、ハンセン病に対する根強い偏見及び差別の早期かつ完全な解消を図るとともに、患者・元患者及びその家族の名誉回復並びに誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることが喫緊の課題です。

（２） 方策について

ハンセン病に関する正しい医学的理解を広げ、患者・元患者やその家族に対する偏見や差別のない社会の実現をめざして、市民の正しい理解を促進するための人権教育や啓発の取組を推進します。また、単に正しい知識の普及だけでなく、長年にわたる隔離政策が社会に与えた影響に十分配慮しつつ、偏見及び差別の解消に向けた教育及び啓発を丁寧に進めることが必要です。

本市においては、近隣の高松市にある国立ハンセン病療養所「大島青松園」を訪問する等の実践的な学習を重視します。入所者の話を聴く機会を設けるなど、教育啓発活動への参加者がこの問題を自らの課題として捉えることができるよう工夫し、当事者意識の醸成を図ります。また入所者に加え、元患者及びその家族等の、実体験者に基づく声に触れる機会を設けることにより、語りを重視した取組を推進します。

さらに、学校教育や社会教育の場においては、過去に学校や地域社会が、患者及びその家族を排除する差別の場となってしまう歴史的事実を直視することが重要です。この問題を単なる過去の出来事として終わらせるのではなく、現代の様々な人権課題と関連付け、市民一人ひとりが自らの課題として捉えることができるよう、啓発資料の効果的活用を図ります。不当な差別を決して許さず、他者の痛みに共感できる確かな人権感覚を育むため、丁寧かつ継続的な啓発を推進します。

９ インターネットによる人権侵害

（１） 現状と課題

インターネットは、その普及に伴い様々な分野でサービスが展開され、国民生活の利便性向上に欠かせないツールとして定着しています。特に近年では、スマートフォン等の多様な機器を通じてインターネットを利用できる環境が整い、誰もが時間及び場所を問わず、情報の発信及び取得が可能となり、これまで以上に多様な人々との交流が可能となっています。

しかし、その利便性の裏で、インターネット上における人権侵害が社会的な課題となっています。こうした問題は以前から存在していましたが、かつては電子掲示板などにおける誹謗中傷が主なものでした。近年では、SNS 等の普及に伴い、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損及びプライバシーの侵害並びに差別的表現の投稿に加え、特定の地区及び場所を暴き晒す動画が投稿・拡散される事例や、子どもに関する深刻な被害等、人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。

2024（令和6）年実施の「市民意識調査」においても、「現在、尊重されていないと思う人権課題」として、半数以上の市民（53.0%）が「インターネット上の人権侵害」を最上位に挙げており、市民の不安及び関心の高さが示されています。

また、SNS 等の情報通信手段は、災害の発生時において、有益な情報を発信・取得できる有効なツールとして活用されている一方で、不確かな情報に基づく他者への不適切な対応や、被災者等に対する偏見及び差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も生じています。これらは人権の侵害につながるだけでなく、災害時の円滑な避難及び災害後の復興を妨げるおそれがある重要な社会的課題です。

インターネット上の人権侵害は、同和問題、子ども、女性及び障がい者等あらゆる個別の人権課題を増幅させる横断的かつ重大な脅威です。そのため、被害に遭った際の迅速な相談及び

救済体制の周知を図るとともに、加害者とならないための責任ある情報の取り扱いという観点からの情報モラルや情報リテラシーを育成する教育・啓発も、より一層強化していくことが求められます。

（２） 方策について

（ア） インターネットによる人権侵害についての理解と認識の促進

近年、国においても法制度による対策強化が進んでいます。2022（令和 4）年 7 月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」により、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。また、2025（令和 7）年 4 月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、大規模プラットフォーム事業者（※31）に対して、削除対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられました。

本市では、香川県等と連携し、インターネット上の不適切な投稿に対するモニタリング（監視活動）を実施し、違法・有害な情報の早期発見と対応を図るとともに、市民の安心かつ安全な情報環境の確保に努めます。

また、プラットフォーム事業者等に対して発信停止や削除の要請を行うとともに、発信者情報の開示に係る支援の推進を図ります。インターネット上での人権侵害に対しては、当事者からの相談に応じ、憲法が保障する表現の自由を十分に尊重しつつも、悪意ある投稿及び誹謗中傷等、許容範囲を逸脱した情報発信には厳正に対応します。

同時に、市民が被害者にも加害者にもならないよう、「匿名であっても発信には重い責任が伴う」という意識の浸透を図ることが重要です。そのため、こどもから高齢者まで、すべての世代が正しい情報を見極めるインターネットリテラシー（※32）の向上に向けた啓発を推進します。学校においては、情報社会を生き抜くための情報モラル教育の徹底を図るとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、保護者に対しても、家庭内でのルールづくりやフィルタリング等の適切な利用に向けた教育・啓発の強化を図ります。

（イ） インターネット上の誹謗中傷の防止及び被害者支援

市民が安心してインターネットを利用できる環境の整備を図るため、「丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」（2026（令和 8）年 4 月 1 日施行）に基づき、被害者支援および加害者発生防止の取組を国及び県等の関係機関と連携しながら推進します。

具体的には、被害に遭った市民が一人で悩み、孤立することのないよう、専門的な相談機関として、弁護士による相談体制の整備を図るとともに、インターネットリテラシー向上の

※31 インターネット上において、利用者同士の取引や情報のやり取りが行われる場（プラットフォーム）を提供し、それらを仲介や支援する仕組みを運営する事業者をいう。利用者が円滑かつ安全にサービスを利用できるよう、ルール整備や運営管理を行う役割を担う。

※32 インターネット上の情報を正しく理解し、その信頼性や影響を適切に判断したうえで、安全かつ責任ある利用を行うための能力をいう。

ための研修及び講演会等を実施します。

あわせて、学校教育や家庭教育学級を通じて、児童生徒だけでなく保護者に対してもインターネットの適切な利用に対する理解の促進を図ります。さらに、市民向けの研修及び講演会等の広報啓発活動を積極的に展開し、地域全体で誹謗中傷をしない、させない、許さないという強い規範意識の醸成を図り、安心かつ安全な情報環境の実現をめざします。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

2023（令和5）年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施行されました。この法律は、すべての人が性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し合う社会の実現をめざすものであり、「不当な差別はあってはならない」という基本理念が明記されています。

性の在り方は、「男性・女性」という二項的な枠組みにとどまらず、多様なグラデーション（段階的に色が変わっていく）としてとらえられます。性には、「からだの性（生物学的特徴）」「ジェンダー・アイデンティティ/性自認（自分の性をどう認識しているか）」、性的指向（恋愛感情や性的関心がどの性に向くか）「性表現（服装や振る舞いなど、外に向けた性の表現）」という多様な要素があります。これらは趣味や一時的な好み、本人の意思で選んだり変えたりできるものではなく、誰もが生まれながらにして持っている「かけがえのないアイデンティティ」の一部です。

性的少数者（LGBTQ+等）に関する人権は、近年、社会的な関心が高まりつつあるものの、依然として無理解による偏見及び差別が根強く残っています。2024（令和6）年実施の「市民意識調査」において、性的少数者の人権問題として「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が36.2%で最多となっており、当事者が直面する困難が明らかになっています。そのため、多くの当事者は周囲の偏見を恐れ、自らの性の在り方を打ち明けること（カミングアウト）をためらい、自分らしさを抑えて生活せざるを得ない状況に置かれています。また、本人の同意なく他者に性の在り方を暴露すること（いわゆる「アウティング」）は、当事者の生命及び生活に深刻に影響を及ぼす重大な人権侵害であり、社会全体での正しい理解の促進が求められます。

さらに、現行の法制度においては、同性間の婚姻が認められていないことから、同性パートナーと生活を共にしている場合であっても、医療・介護の場面で家族として扱われないことや、相続及び税制度の面で法的な保障を受けられない等、生活上の深刻な困難及び不安を抱えている人が少なくありません。

すべての人が等しく基本的人権を享有し、尊厳をもって暮らすことができる社会を実現するためには、多様な性の在り方に関する正しい知識の普及を図るとともに、当事者が直面する社会保障制度上の解消に向けた取組を推進し、誰もが安心して自分らしさを表現できる環境づくりを進めることが求められます。

(2) 方策について

(ア) 性的少数者についての理解と認識の促進

性的少数者が抱える困難や背景は一人ひとり異なります。そのため、市民一人ひとりが性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）に関する正しい知識を持ち、無意識の偏見の解消を図ることが重要です。

本市では、性的少数者のカップル及びその家族を公的に認める「丸亀市パートナーシップ宣誓制度（ファミリーシップ含む）」の普及及び活用促進を図り、当事者が直面する生活上の困難の軽減に努めます。あわせて、教育及び啓発活動を通じて、「アウティング」が決して許されない人権侵害であることの周知を図り、誰もが不当な差別や偏見にさらされることなく、自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

（イ） 学校における理解と認識の促進

学校においては、当事者であるこどもが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員一人ひとりが正しい知識を持ち、本人の意思を最優先にしたプライバシーの保護（アウティングの厳禁）に細心の注意を払う必要があります。個別の事案に対しては、本人の気持ちに寄り添いながら、学校、家庭及び医療機関等が連携し、きめ細かな対応を行う体制の整備を推進します。

また授業等においては、自らの生い立ち及び経験を語る当事者の声に直接触れる機会の充実を図ります。この学びは、単なる知識の習得にとどまらず、自らが同様の立場に置かれた場合にどのように感じるかを考える想像力や他者の尊厳を尊重する姿勢を育む上で極めて重要です。今後も当事者の語りを取り入れた教育・啓発を継続し、こどもたちの性の多様性に対する理解の促進を図ります。

（ウ） 相談体制の充実

性の在り方に関する悩みは、周囲の無理解への恐怖から誰にも打ち明けることができず、一人で深刻な孤立感を抱え込むケースが少なくありません。そのため、当事者の思いに寄り添い、秘密が確実に守られる安全な相談環境の整備が不可欠です。

本市では、性自認、性的指向に関する不安及び生きづらさ並びに家族、学校及び職場での困りごと等、どのような内容でも安心して相談できる窓口の周知を図ります。また、相談員が適切な知識と高い人権意識をもって丁寧に対応し、必要に応じて専門機関及び支援団体につなぐ総合的な支援体制の強化を図ります。当事者の抱える困難の軽減を図り、安心して日常生活を送ることができるよう継続的な支援を行います。

1 1 災害に伴う人権問題

（1） 現状と課題

近年、全国的に地震や豪雨等による自然災害が多発しており、人々の生命及び平穏な生活が瞬時にして奪われる事態が繰り返されています。2011（平成 23）年の東日本大震災では、原子力発電所事故に伴う放射線への不安から、科学的根拠に基づかない思い込みや偏見が生じ、被災者及び特定地域に対する不当な差別や風評被害等の深刻な人権侵害が発生しました。

また、被災後の避難所生活においては、プライバシーの確保や劣悪な衛生環境が大きな課題となります。2024（令和 6）年に実施した「市民意識調査」においても、災害に伴う人権問題として、「避難所で多くの人が生活するため、プライバシーの確保が難しいこと」（62.6%）、

「トイレが不足するなど劣悪な衛生状態になること」（60.1%）が上位に挙げられており、避難所生活における個人の尊厳に対する市民の強い不安がうかがえます。特に、高齢者、障がい者、こども、外国人及び女性等、いわゆる災害時要配慮者は、より過酷な状況に置かれやすいため、多様な視点に立ったきめ細やかな配慮と支援体制の充実が急務です。

さらに、近年はインターネット及び SNS の普及に伴う新たな人権課題も発生しています。2024(令和6)年1月の能登半島地震においては、SNS 上で虚偽の救助要請が大量に拡散され、実際の救助活動に深刻な支障をきたす事態が発生しました。あわせて、根拠のないデマも流布し、特定の集団に対する偏見及び差別を助長する悪質な行為が問題となりました。

このように、災害は、直接的な人的・物的被害だけでなく、避難所での過酷な生活環境に起因するストレスや、真偽不明の情報の拡散による風評被害及び差別等、発生時から復興過程に至るまで様々な人権問題を顕在化させます。過去の災害の教訓を深く認識し、いかなる状況下においても被災者の基本的人権及び尊厳が守られるよう、包括的な対応を推進していく必要があります。

（２） 方策について

（ア） 災害に伴う人権問題における理解と認識の促進

発生確率が高いとされる南海トラフ地震では、広域かつ甚大な被害及び避難生活の長期化が見込まれます。災害発生時の切迫した状況下においては、誰もが身体的・精神的な余裕を失うことから、不安やストレスにより人権への配慮が後回しにされ、パニック状態の中で、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する不寛容な態度及び差別的な言動が無意識のうちに生じやすくなります。

また、SNS 等を通じたフェイクニュース及び根拠のないデマの拡散が、特定の集団に対する偏見及び差別を助長し、救助活動に支障をきたす深刻な事態も懸念されます。いかなる非常時であっても、人としての尊厳は守らなければなりません。平常時から市民一人ひとりが多様性への理解を深めるとともに、災害時には行政等が発信する正確な情報に基づき、決してデマに惑わされることなく、差別の発生及び拡散を防ぐ冷静な対応と情報リテラシーの向上を図る啓発を推進します。

（イ） 災害時における人権支援

本市では、災害時の避難所運営において、男性のみならず女性を運営役員等に積極的に登用し、男女共同参画の視点を取り入れた体制づくりを進めています。

避難所という集団生活の場では、着替え及び授乳スペースの確保、生理用品等の確保並びに性暴力及び DV 等の防犯対策等、女性特有の困りごと及び不安が表面化しやすくなります。女性が運営の意思決定に参画することにより、これらの課題の早期把握を可能とし、きめ細やかな環境改善（プライバシーの確保等）につなげることができます。

さらに、このような多様な視点を持つ運営体制は、女性だけでなく、高齢者、障がい者、乳幼児のいる家庭、外国人及び性的少数者等、周囲に声を上げにくい人々の支援にも資するものです。本市では、あらゆる要配慮者のニーズが確実に反映される仕組みの構築を図り、すべての市民のプライバシー及び尊厳が守られ、誰もが安心して過ごせる安全な避難所環境の整備を推進します。

1 2 その他

社会情勢の急速な変化に伴い、人権課題は複雑化・多様化しています。本市では、前項までに掲げた主要な課題に加え、下記のような重要な人権問題に対しても柔軟かつ的確に対応し、誰一人取り残さない社会の実現をめざして教育及び啓発等を推進します。

(1) 犯罪被害者やその家族等

犯罪被害者及びその家族等は、生命、身体及び財産への直接的な被害にとどまらず、フラッシュバック等の精神的苦痛、医療費の負担や失職に伴う経済的困窮並びに捜査や裁判に係る負担等、長期にわたる困難に直面します。さらに、SNS 等における無責任な噂及び誹謗中傷、周囲の心ない言動により名誉が傷つけられる二次被害も深刻な問題となっています。

被害者等の痛みや不安に寄り添い、地域社会において孤立させないためには、切れ目のない支援が不可欠です。市民一人ひとりが被害者の置かれた状況を正しく理解し、二次被害を生じさせることのないよう、教育及び啓発に努めます。

(2) アイヌの人々

日本列島北部周辺、とくに北海道の先住民族であるアイヌの人々は、独自の言語及び豊かな文化を育んできました。しかし、近代以降の同化政策の下で、その誇りや伝統が深く傷つけられ、長年にわたり尊厳が損なわれてきました。2019（平成 31）年に施行された「アイヌ施策推進法」において初めて法律上で「先住民族」と明記され、多面的な支援が推進されていますが、現在においても、就職及び結婚など日常の場面における偏見や、インターネット上における差別的な書き込みが残っています。

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、多様な文化が共生する社会を実現するため、正しい歴史認識の普及と理解の促進を図る必要があります。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が再び罪を犯すことなく更生するためには、本人の強い意志に加え、社会の受け入れ体制が不可欠です。しかしながら、社会における根強い偏見及び差別意識により、就労及び住居の確保が著しく制限される状況があり、これが円滑な社会復帰の大きな障壁となっています。

本人が真摯に更生を図ろうとする意欲を社会全体で受け止め、家族、職場、地域が連携して支える更生保護の仕組みは、個人の社会復帰に資するだけでなく、再犯の防止及び安全かつ安心な地域社会の形成に資するものであり、極めて重要です。誰もが再出発できる社会（社会的包摂）の実現に向けて、市民の理解を促進する取組を行うことが重要です。

(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970 年代から 80 年代にかけて発生した北朝鮮による日本人拉致は、我が国の国家主権の侵害であると同時に、個人の生命及び尊厳を根底から奪う極めて重大な人権侵害です。2002（平成 14）年に 5 名の被害者が帰国して以降、残された被害者の帰国は実現しておらず、被害者及びご家族の高齢化が進む中、一刻の猶予も許されない喫緊の課題となっています。

この問題の解決には、国際社会との連携に加え、国内外の世論を喚起し続けることが不可

欠です。私たちは、拉致という重大な人権侵害に対して決して風化させることなく声を上げ続けるとともに、この問題が在日韓国・朝鮮人に対する不当な偏見及び差別（ヘイトスピーチ等）に繋がることのないよう、冷静かつ公正な姿勢を保つことが求められます。

（５） ホームレス（生活困窮者等）

倒産、失業、病気及び家庭環境の悪化等、様々な事情が重なり住居を喪失し、路上及び公園等での生活を余儀なくされている人々がいます。これらの人々に対して、「怠けている」「自己責任である」といった誤った偏見による差別及び排除並びに暴行などの重大な人権侵害が発生しています。

近年では、インターネットカフェ等で寝泊まりする見えにくいホームレスや、若年層及び女性の居住不安定化も深刻化しています。ホームレス状態に至る背景には、個人の問題にとどまらず、社会構造の問題が深く関わっていることへの理解を深めるとともに、行政や民間支援団体等が連携した自立支援策の周知及び偏見をなくすための啓発の推進を図ることが重要です。

（６） 人身取引（ヒューマン・トラフィッキング）

売春等の性的搾取や、劣悪な環境での労働搾取を目的とした人身取引は「現代の奴隷制度」とも呼ばれ、人間の尊厳を根本から侵害する重大な犯罪です。

これは国境を越えた国際的な課題であると同時に、国内や私たちの身近な地域においても発生し得る問題です。外国人労働者に対する不当な労働搾取や、若年層・女性を狙った SNS を通じた性的搾取（いわゆる「パパ活」や「JK ビジネス」に内在する搾取構造を含む）に対しては、厳しい人権意識をもって適切な注意を払うとともに、被害を未然に防ぐための教育及び理解の促進を図ることが強く求められています。

第5章 基本指針の推進

1 庁内の推進体制の充実

本基本指針を実効性のあるものとするため、庁内に設置している「人権政策推進本部」を中核とし、全部局が横断的に連携する体制の強化を図ります。現代において複雑化する人権問題は、特定の部署のみで解決できるものではありません。すべての職員が本指針の趣旨を深く理解し、福祉、教育、まちづくりなど、それぞれの所管するあらゆる行政施策の中に「人権尊重の視点」を組み込み、全庁一丸となって効果的かつ持続可能な施策の展開に努めます。

2 国や県等との連携・協力

人権教育・啓発を総合的かつ的確に推進するためには、行政の枠を超えた幅広い連携が不可欠です。国（法務局等）、香川県及び人権擁護委員等の関係機関と緊密なネットワークを構築し、情報共有や専門的知見の活用を図ります。また、これまでの実績や成果を基盤としつつ、最新の法改正や国際的な人権の潮流（SDGs 等）を的確に捉え、国・県等と協調しながら広域的かつ高度な人権施策の推進に努めます。

3 市民、企業、市民団体等との連携・協働

人権が尊重される社会の実現には、行政による施策の推進にとどまらず、市民一人ひとりが「自他の人権を守る主体」としての意識を持ち、日常生活の中で実践していくことが不可欠です。

特に DV（配偶者からの暴力）、児童虐待及び高齢者や障がい者への虐待等、家庭内や密室で起こる「見えにくい人権侵害」を防ぐためには、行政の対応に加え、地域社会の目による早期発見と、民間団体等と連携した見守りネットワークの構築が極めて重要です。

また、企業においても、近年「ビジネスと人権」への対応や、多様な人材が活躍できる職場づくり（ダイバーシティ推進）が強く求められています。本市は、市民、企業、NPO 等の各種団体と強固に連携・協働し、多様な主体が参画する効果的な教育・啓発及び支援策の展開を図ります。

あわせて、市民や団体が自主的・主体的に行う人権に関する活動を一層促進するため、積極的な情報提供や活動の機会の確保など、地域に根ざした取組が持続的に発展する環境づくりを支援します。

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号 丸亀市総務部人権課

TEL : 0877-24-8811 FAX : 0877-24-8874

人権課ホームページ : <https://www.city.marugame.lg.jp/soshiki/9/>

e-mail アドレス : jinken-k@city.marugame.lg.jp